

令和6年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年9月4日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 認定第 1号 令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和5年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 令和5年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 議案第 1号 長南町保育所設置条例及び長南町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 3号 工事請負契約の締結について(長南町役場庁舎周辺整備工事)
- 日程第16 議案第 4号 工事請負契約の締結について(町道利根里線道路改良工事(2工区))
- 日程第17 議案第 5号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第18 議案第 6号 令和6年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第 7号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第 8号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第 9号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	太田久之	2番	鈴木ゆきこ
3番	宮崎裕一	4番	河野康二郎
5番	岩瀬康陽	6番	御園生明
7番	松野唱平	8番	森川剛典
10番	加藤喜男		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫	副町長	佐久間静夫
教育長	糸井仁志	総務課長	河野勉
企画財政課長	江澤卓哉	特命担当主幹	小澤元晴
税務住民課長	松崎文昭	福祉課長	長谷英樹
健康保険課長	山口重之	生活環境課長	三上達也
産業振興課長	石川和良	建設課長	高德一博
ガス課長	金坂美智子	教育課長	三十尾成弘
教育課主幹	三ツ本勝		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
------	------	----	------

○議長（松野唱平） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） おはようございませう。

本日は、令和6年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月の最終週に発生した台風第10号ですが、当初は台風の規模の大きさに大変な不安を抱えておりましたが、夏の迷走台風として、速度も極端に遅く、進行方向も定まらない中、9月1日に熱帯低気圧に変わりました。幸い本町への特段の影響もなかったところでございます。

広域行政についてでございますが、懸案でありました西消防署の建て替えに係ります進捗状況であります、長生郡市広域市町村圏組合で既に用地を取得済みであり、登記についても完了しております。今年度中には実施設計を終え、令和7年度中に建設工事に着手予定、令和8年度秋頃の新西消防署庁舎の運用開始が見込まれているとのことでございます。

合併70周年記念年事業として、ふれあい町民ツアーを5年ぶりに実施いたします。日程は9月24日から25日までですが、山梨県石和方面となり、参加人員は32名を予定しております。

同じく70周年記念事業として、11月3日には長南フェスティバル2024を役場庁舎周辺で開催することで進めております。

11月17日には、町長との座談会を役場庁舎で開催を予定しております。町民の皆様とより身近に率直な意見を広聴し、町政運営に反映させてまいりたいと考えております。

さて、本定例会でございますが、決算認定7件、条例議案2件、工事請負契約の締結2件、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の改正1件、補正予算3件、人事案件2件の17件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和6年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時03分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 鈴木 議員

3番 宮 崎 議員

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 森川剛典登壇〕

○議会運営委員長（森川剛典） 皆さん、おはようございます。

ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月27日に委員会を開催し、令和6年第3回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、各会計決算認定7件、条例の一部改正2件、工事請負契約の締結2件、広域連合規約の一部改正に関する協議1件、補正予算3件、教育委員会教育長及び委員の任命同意2件の計17件が議題とされているほか、議員発議1件、議員派遣1件が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日4日から10日までの7日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は4人の議員が行うことになっており、質問順位1番から2番までを本日4日に行い、質問順位3番から4番までを5日に行うことにいたしました。

なお、本定例会に提案されております令和5年度決算認定の全ての会計については、内容が極めて複雑多岐にわたるものであり、詳細に、かつ十分に審査する必要があることから、議長を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することといたしました。

詳細な日程につきましては、お手元に配付いたしました令和6年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 今、議運の委員長から報告がありました。ちょっと確認したいことが1つありまして、議長にもお願いいたします。

板倉議員が逝去されたことによって、議運の委員が1人欠員になっていると思います。このままでよろしいのか、定数が定まっておりますので補充する必要があるのではないかと思います。議運の委員長の意見をここで聞きしたいなと思います。

- 議長（松野唱平） 議運の委員長でよろしいでしょうか。
- 10番（加藤喜男） その後で、議長も意見があればお聞きしたいと思います。
- 議長（松野唱平） ただいまの件につきまして、森川議員。発言してください。
- 議会運営委員長（森川剛典） 確認ですが、板倉委員は議会運営委員会の委員ではなかったと思うんですけども……。

〔「なっていた」と言う人あり〕

- 議会運営委員長（森川剛典） なっていましたか。そうですか。それは失礼しました。私もそのことは頭の中になかったものですから、それについては協議をいたしませんでした。ではどうしましょうかというところですね。
- 議長（松野唱平） それでは、この会期中に委員長に議運を開いてもらって、その辺を検討させてください。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

- 議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。
- 本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日9月4日から10日までの7日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（松野唱平） 異議なしと認めます。
- 本定例会の会期は、本日9月4日から10日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

- 議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。
- 本日、町長から議案17件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。
- 次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。
- 次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和6年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、町長から報告のありました令和5年度長南町継続費精算報告書、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和5年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率、次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検・評価報告書は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について、本件については、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の加藤議員から報告させます。

報告を求めます。

加藤千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員。

[千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員 加藤喜男登壇]

○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員（加藤喜男） 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご報告します。

私が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出されていることから、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について報告をさせていただきます。

この案件につきましては、私宛てに7月8日付、千広指第67号にて、千葉県後期高齢者医療広域連合長より規約の改正に係る資料の送付がありました。

この資料によりますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い、法の施行日である令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証の発行ができなくなるため、被保険者証の文言を使用している千葉県後期高齢者医療広域連合規約、千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の3点を法の施行日までに改正することが必要となりました。

このうち、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の改正には県内市町村議会の議決が必要となることが、地方自治法第291号の3第1項及び同法第291条の11に定められているため、改正に係る資料が千葉県後期高齢者医療広域連合会より県内市町村に送付され、9月議会での審議を依頼されております。

改正内容につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条の規定により、関係市町村において行う事務について2点改正するものでございます。

まず1点目は、現行では被保険者証及び資格証明書の引渡しとなっているものを、改正案では資格確認書等の引渡しとするものでございます。

次に2点目は、現行では被保険者証及び資格証明書の返還の受付となっているものを、改正案では資格確認書等の返還の受付とするものでございます。

なお、千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画及び千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、本年11月8日に予定されている千葉県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第2回定例会において審議をする予定となっております。

報告につきましては以上となります。

○議長（松野唱平） これで千葉県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会について、本件については、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の御園生議員から報告させます。

報告を求めます。

御園生長生郡市広域市町村圏組合議会議員。

[長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明登壇]

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明） 令和6年第2回広域議会の報告をいたします。

令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、去る8月29日、組合管理棟ふれあいホールにて開催されました。会期は8月29日の1日で、承認2件、認定4件、議案10件が上程されました。

最初に、議席の指定で、長生村選出議員2名の議席を決定し、広域議長が空席となっているため議長選挙を行い、白子町選出議員の梅澤議長が広域議長に選出されました。続いて、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任が行われました。そして、一般質問に移り、1名の議員が質問を行いました。

終了後、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、交通事故に関する100万円以上の損害賠償額の決定及び和解について、承認第2号 水道事業会計補正予算（第3号）については、全員の賛成をもって承認されました。その後、認定案第1号から認定案第4号までの上程、説明及び質疑については、決算特別委員会が設置され、委員長に本吉議員、副委員長に小久保議員が選出され、付託されました。

続いて、議案第1号から令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第2号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計建設改良積立金への積立てについて、議案第3号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 水道事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 病院事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就業支度金貸付条例の制定について、議案第7号 職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 監査委員の選任については睦沢町選出の麻生議員に、議案第9号 教育長の同意については茂原市在住の富田浩明氏に、議案第10号 教育委員会委員の同意については長生村の木島晃一氏が、全員の賛成により同意され、全議案が全員の賛成をもって可決され、午後3時に閉会となりました。

以上、令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで長生郡市広域市町村圏組合議会の報告は終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平） 日程第5、行政報告を行います。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 行政報告をさせていただきます。

株式会社マイナビ不動産の会社分割についてでございますが、旧西小学校において、団体向け宿泊施設及びカフェの運営をしている株式会社マイナビ不動産から、本年10月1日付で、親会社である株式会社マイナビが吸収分割承継会社となり、吸収分割により、旧西小学校の事業を含む地方創生事業及びその他の一部事業を承継する旨の通知がありました。

この制度変更は、旧西小学校の活用を含む地方創生事業を継続的に推進するための前向きな体制変更であり、今回の変更に伴う旧西小学校の事業内容、人員体制等の変更はないと伺っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） これで行政報告は終わりました。

◎認定第1号～認定第7号、議案第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第6、認定第1号 令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 認定第1号から議案第10号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は59億9,104万2,987円、歳出総額は55億2,246万2,520円で、前年度に比べ、歳入歳出ともに1割程度の減となりました。減少要因は、庁舎建設事業及び防災行政無線親卓等整備工事が令和4年度に終了したことによるものであります。

5年度の主な事業としては、有線共聴施設光化改修工事として2億2,000万円余及び旧庁舎解体工事として1億円余を執行いたしました。

歳入歳出差引額は4億6,858万467円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億2,848万612円となりました。

次に、認定第2号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ県からの保険給付費等交付金等で、歳入総額は11億268万5,488円となり、前年度比4.9%の減となりました。歳出では、保険給付費をはじめ県への事業費納付金、保健事業費等で、歳出総額は10億6,367万5,323円となり、前年度比4.1%の減となりました。歳入歳出差引額は3,901万165円でございます。

次に、認定第3号 令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金等で歳入総額は1億3,609万6,499円となり、前年度比1.8%の増となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費で、歳出総額は1億3,421万2,730円となり、前年度比1.2%の増となりました。歳入歳出差引額は188万3,769円でございます。

次に、認定第4号 令和5年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ国・県負担金や支払基金交付金等を合わせました歳入総額は11億2,813万6,180円となり、前年度比0.3%の増となりました。歳出では、認定者及び利用者の増加に伴い、居宅介護サービス費等の給付費が増加したことから、保険給付費は前年度比3.2%の増となり、歳出総額は前年度比4.8%の10億9,298万8,760円となりました。歳入歳出差引額は3,514万7,420円でございます。

次に、認定第5号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、墓所使用料及び墓所管理料等で、歳入総額は7,889万4,979円となり、前年度比8.9%の減となりました。歳出では、排水管布設替え工事と笠森霊園内手すり基礎修繕工事及び霊園内の清掃委託等で、歳出総額は前年度比8.1%減の6,491万1,823円となりました。歳入歳出差引額は1,393万3,156円でございます。

次に、認定第6号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、処理施設使用料をはじめ一般会計からの繰入金等を合わせました歳入総額は2億2,716万1,974円と

なり、前年度比6.1%の減となりました。歳出では、工事費の減及び起債償還額の減少から、歳出総額は前年度比13.5%減の2億577万2,952円となりました。歳入歳出差引額は2,138万9,022円でございます。

次に、認定第7号 令和5年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支において、ガス事業収益は5億8,184万1,766円、ガス事業費用は5億8,090万4,009円となり、93万7,757円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金134万5,977円と合わせました当年度未処分利益剰余金は228万3,734円となり、利益の処分といたしまして、当該年度は処分額をゼロ円とし、未処分利益剰余金228万3,734円を次年度に繰越しさせていただきます。

続きまして、議案第1号 長南町保育所設置条例及び長南町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、障害者差別解消法及び県で定める障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づき、入所制限の規定について本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、長南町役場庁舎周辺整備工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、町道利根里線道路改良工事2工区に係る工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、総務費では、継続費により後期基本計画・総合戦略策定業務委託料並びに中央公民館及び直売所交流施設基本計画策定業務委託料の追加を、商工費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域応援券事務委託料の追加を、土木費では、国庫補助金が減額となったことから道路及び橋梁維持事業の減額、組替えを行い、歳入歳出予算それぞれに1,218万円を追加し、予算の総額を51億3,314万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本補正予算は、歳出では、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴いますシステム改修委託料と、国民健康保険の資格喪失に伴う届出により保険税の還付金が生じることから、178万円を追加するもので、この財源につきましては、国庫の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金と繰越金を充当し、歳入歳出予算の総額を11億2,978万円にしようとするものでございます。

次に、議案第8号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還及び一般会計への繰出金、また、人事異動に伴う職員の人件費が主な内容でございます。歳入歳出それぞれに2,144万6,000円を追加し、予算の総額を11億1,844万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第9号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現教育長の糸井仁志氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

次に、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現教育委員の唐鎌弥生氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

以上、認定第1号から議案第10号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、認定第1号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

認定第1号 令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和5年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明させていただきますので、44ページをお開き願います。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比798万円余り減の11億4,317万6,871円でございます。主な減額要因といたしましては、固定資産税の減によるものでございます。また、不納欠損額は804万6,488円、収入未済額は5,226万8,729円でございます。

1項町民税では、前年度比25万円余り増の3億7,127万5,627円でございます。内容といたしまして、1目個人町民税では、前年度比57万円余り増の3億555万2,027円、2目法人町民税では前年度比32万円余り減の6,572万3,600円でございます。また、2項固定資産税は前年度比900万円余り減の6億7,821万8,516円でございます。さらに、3項軽自動車税3,502万9,200円、4項町たばこ税4,950万1,828円、5項鉱産税915万1,700円の収入がそれぞれございました。

2 款地方譲与税でございます。

46ページをお開き願います。

1 項地方揮発油譲与税2,134万5,000円、2 項自動車重量譲与税6,435万2,000円、3 項森林環境譲与税340万2,000円、計8,909万9,000円の譲与がございました。前年度比73万円余り増でございます。

3 款利子割交付金は38万1,000円。

4 款配当割交付金は539万4,000円。

5 款株式譲渡所得割交付金は642万3,000円。

48ページとなりますが、6 款法人事業税交付金は1,868万1,000円の交付がございました。

7 款地方消費税交付金は、前年度比474万円余り減の1億8,667万2,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比83万円余り減の1億1,003万7,637円が交付されました。

50ページをお開き願います。

9 款環境性能割交付金は、前年度比129万円余り増の1,479万4,000円。

10 款1 項地方特例交付金は、前年度比9 万円余り増の264万9,000円が交付されました。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、前年度比98万円余り増の204万7,000円が交付されました。

52ページをお開き願います。

11 款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして、前年度比2,387万円余り増の18億9,288万2,000円の交付がございました。増の主な要因は、特別交付税において、現年災として災害復旧に係る項目の算定がされたことによるものです。

12 款交通安全対策特別交付金は168万5,000円の交付がございました。

13 款分担金及び負担金は、前年度比694万円余り減の2,709万6,730円でございます。

減の主な要因につきましては、54ページをお開き願います。2 項負担金、2 目土木費負担金、1 節土木費負担金において、舗装本復旧工事負担金が前年度比675万円余り減の1,730万3,000円の収入となったことによるものです。また、説明が前後しますが、1 目民生費負担金の収入未済額2 万8,000円は、保育料負担金によるものです。

14 款使用料及び手数料は、前年度比169万円余り増の6,783万7,539円でございます。

1 項使用料において、56ページとなりますが、4 目土木使用料の収入未済額7 万9,600円は、滞納繰越分の町営住宅使用料によるものです。また、5 目教育使用料、2 節スポーツ施設使用料において、令和5 年度にオープンしたスケートパーク長南の使用料68万3,000円の収入がございました。

15 款国庫支出金でございますが、前年度比1 億658万円余り減の3 億9,596万4,542円であり、収入未済額は2 億972万1,854円でございます。

1 項国庫負担金は、前年度比576万円余り減の1 億9,171万7,509円となりました。

58ページになりますが、2 目衛生費国庫負担金の収入未済額205万3,854円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金について、繰越明許費により翌年度へ繰越しを行ったことなどにより、未収入となったものです。3 目土木費国庫負担金の収入未済額1 億2,921万1,000円は、公共土木施設災害復旧費について、繰越明

許費により翌年度へ繰越しを行ったため、未収入となったものでございます。

2 項国庫補助金は、前年度比 1 億102万円余り減の 2 億229万8,394円となりました。減の主な要因は、新型コロナウイルス対策の各種事業に充て、各目で収入した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、前年度比 1 億1,787万円余り減の5,876万7,594円となったことによるものです。

なお、1 目総務費国庫補助金から、62ページの 5 目土木費国庫補助金までの各目の収入未済額は、繰越明許費により翌年度へ繰越しを行ったことなどにより、未収入となったものでございます。

次に、64ページをお開き願います。

16 款県支出金でございますが、前年度比915万円余り減の 4 億1,845万1,237円でございます。

1 項県負担金は、前年度比445万円余り増の 3 億2,184万6,446円となりました。増の主な要因は、1 目民生費負担金で、こちらは66ページとなりますが、8 節災害救助費県負担金において、令和 5 年台風第13号に伴う災害に係る災害救助法の適用により、住宅の応急修理などに対し1,539万3,406円の収入があったことによるものでございます。

2 項県補助金は、前年度比243万円余り減の8,315万5,297円となりました。

70ページをお開き願います。

3 項委託金は、前年度比1,117万円余り減の1,344万9,494円となりました。減の主な要因は、昨年度収入のあった衆議院議員及び千葉県議会議員の選挙費委託金が皆減となったためでございます。

72ページをお開き願います。

17 款財産収入は302万4,036円の収入がございました。

18 款寄附金は、前年度比1,604万円余り増の4,252万871円となっております。増の主な要因は、74ページとなりますが、2 目ふるさと納税寄附金が、災害支援などもあったことにより、前年度比1,517万円余り増の3,691万1,200円の収入となったことによるものです。また、同目で新たに企業版ふるさと納税寄附金100万円の収入もしたところでございます。

次に、19 款繰入金でございますが、前年度比 1 億1,508万円余り減の 6 億139万16円となっております。

1 目財政調整基金繰入金では、前年度比 3 億1,273万円余り増の 5 億1,273万2,000円を繰り入れました。増の主な要因としては、台風第13号被害に係る災害復旧事業に充てるため繰入れを行ったことによるものです。

また、76ページになりますが、6 目公共施設等整備基金繰入金では、前年度比 4 億3,957万円余り減の2,300万3,000円を繰り入れました。減の要因としては、庁舎建設事業において庁舎本体の建設が終了し、旧庁舎解体工事等に要する経費に充てるために繰入れを行ったことによるものでございます。

20 款繰越金は、前年度比4,949万円余り増の 3 億9,237万9,532円となりました。事業充当されない決算剰余金である前年度繰越金は、前年度比7,377万円余り増の 2 億7,812万5,800円、繰越事業の財源として充当される前年度繰越金のうち、継続費通次分は前年度比1,108万円余り減の21万9,000円、繰越明許費分は1,318万円余り減の 1 億1,403万4,732円となりました。

次に、21 款諸収入でございますが、前年度比1,625万円余り減の7,821万7,447円となっております。

78ページとなりますが、4 項雑入の収入未済額68万4,761円につきましては、給食費無償化以前の滞納繰越分の学校給食費負担金の未納などによるものでございます。

80ページをお開き願います。

22款町債は、前年度比4億5,130万円減の4億8,920万円でございます。

1目総務債、2節公共施設等適正管理推進事業債で、市町村役場緊急保全事業として、前年度比6億1,030万円減の9,060万円を借り入れました。減の要因としては、基金の繰入れと同様に、庁舎建設事業において庁舎本体の建設が完了し、旧庁舎解体工事等に要する経費に充てるために借入れを行ったことによるものです。

4節過疎対策事業債では、有線共聴施設光化改修事業として1億7,900万円、また、例年実施している過疎地域持続的発展特別事業基金積立金として3,500万円の計2億1,400万円を借り入れました。

2目土木債では、82ページとなりますが、3節過疎対策事業債で、道路維持改良事業によるもので5,310万円を借入れし、4目災害復旧債では、台風第13号被害に係る農林施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業及び災害廃棄物処理事業として、計1億310万円を借り入れました。

23款自動車取得税交付金は、令和元年9月末で廃止となったため当初予算額には計上しておりませんでした。制度廃止前の賦課分が令和5年度に県の収入となり、103万9,529円が交付されました。

以上が、予算現額65億3,521万4,232円、調定額64億4,530万1,419円、収入済額59億9,104万2,987円、収入未済額4億4,621万1,944円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお開き願います。

まず、1款議会費は6,662万2,236円の支出でございました。

2款総務費は11億4,683万5,705円の支出でございました。

1項総務管理費は9億9,877万7,858円の支出でございましたが、主な内容といたしまして、1目一般管理費では、職員人件費、宿日直業務委託料、総合事務組合負担金などをはじめとする管理費用について、3億8,930万57円の支出をいたしました。

86ページをお開き願います。

2目文書広報費から、88ページとなりますが、4目会計管理費までは、前年度と同様の支出でございました。

5目財産管理費では、庁舎等施設の水道光熱費及び管理委託料、LAN、LGWAN等の通信回線に関する保守委託料及び機器リース料並びに保健センターLED照明工事などについて、1億1,640万2,844円の支出をいたしました。

94ページをお開き願います。

8目地域振興費では1,151万3,751円の支出をいたしました。スケートパーク長南のオープニングイベント及び管理委託料、千葉県誕生150周年記念長南フェスティバル2023に係る会場設営委託料などが主な支出内容でございます。

98ページをお開き願います。

11目有線共聴施設管理事業費では2億2,802万7,073円の支出をいたしました。有線共聴施設の維持管理委託料及び光化改修工事が支出の主な内容でございます。

12目過疎対策費では4,072万9,564円の支出をいたしました。新公共交通運行システム業務委託料、若者定住及び3世代同居促進奨励金などが支出の主な内容でございます。

100ページをお開き願います。

13目庁舎建設事業費では1億1,373万5,182円の支出をいたしました。旧庁舎解体に係る費用として、12節委託料で旧庁舎解体工事監理業務委託料352万円を、14節工事請負費で旧庁舎解体工事9,724万円を支出いたしました。

102ページをお開き願います。

2項徴税费ですが、7,614万1,980円の支出がございました。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、4,442万5,753円の支出がございました。戸籍システム及び住民記録システム改修事業について、繰越明許費により計689万7,000円を翌年度へ繰越しをしたものでございます。

104ページをお開き願います。

4項選挙費ですが、2,224万7,938円の支出がございました。主な内訳といたしまして、106ページとなりますが、4目長南町議会議員選挙費で1,254万1,368円の支出がございました。

108ページをお開き願います。

5項統計調査費では454万5,576円の支出がございました。

6項監査委員費では69万6,600円の支出がございました。

110ページをお開き願います。

3款民生費でございます。11億2,261万3,788円の支出でございます。

1項社会福祉費は8億6,324万3,791円の支出をいたしました。

1目社会福祉総務費は6億7,152万7,069円の支出となり、障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金のほか、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金が主な支出となっております。また、この重点支援給付金については、住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付事業については、繰越明許費により3,015万2,000円を翌年度へ繰越しいたしました。

114ページになりますが、2目老人福祉費では1,878万9,830円を支出いたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、介護老人福祉施設等に対する支援給付金事業を実施いたしました。

3目国民年金費から、116ページになりますが、6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となっております。

2項児童福祉費は2億4,506万3,223円の支出がございました。

1目児童福祉総務費では、コロナ対策として、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業、子どもの成長応援臨時給付金事業などが実施されました。また、子ども・子育て支援事業計画策定事業について、繰越明許費により267万8,500円を翌年度へ繰越しいたしました。

120ページをお開き願います。

2目児童措置費、3目児童福祉施設費については、前年度に準じた支出内容となっております。

122ページをお開き願います。

3項災害救助費では1,430万6,774円の支出がございました。令和5年台風第13号に伴う災害により被災した住宅への応急修理を実施したものでございます。

4款衛生費でございます。3億9,107万6,185円の支出がございました。

1項保健衛生費は3億615万2,185円の支出となり、広域市町村圏組合への各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業などを実施したものでございます。

124ページになりますが、2目予防費で3,857万2,324円を支出いたしました。主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、繰越明許費により74万5,000円を翌年度へ繰り越したものでございます。

126ページの3目母子保健費から128ページの5目環境衛生費までは、おおむね前年度と同様の内容となっております。

130ページをお開き願います。

2項清掃費、1目塵芥処理費では、災害廃棄物処理事業について、繰越明許費により527万円を翌年度へ繰り越したものでございます。

5款農林水産業費でございます。4億7,029万3,003円の支出がございました。

1項農業費では4億6,316万630円の支出をいたしました。

1目農業委員会費から132ページの2目農業総務費までは、おおむね前年度と同様の内容となっております。

3目農業振興費で1億2,349万8,900円の支出をいたしました。有害鳥獣被害防止対策事業、地域農業整備事業補助金などが主な支出内容でございます。

136ページをお開き願います。

4目農村総合整備費、5目畜産業費は、前年度と同様でございます。

6目ほ場整備費で7,904万1,004円を支出いたしました。多面的機能支払交付金などが主な支出内容でございます。

138ページをお開き願います。

7目農村環境改善センター費で2,200万6,148円を支出いたしました。空調設備更新、自家用工作物改修のほか、各種工事を実施し、利用環境の改善を図ったものでございます。

140ページをお開き願います。

2項林業費では713万2,373円を支出いたしました。台風13号被害に係る崩落土砂等撤去費補助金が主な支出内容でございます。本補助金については、繰越明許費により652万7,000円を繰越しいたしました。

6款商工費でございます。8,146万6,006円の支出がございました。

1項商工費、1目商工業振興費では6,211万920円の支出がございましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した地域経済再生のための地域応援券事業を実施したところでございます。

142ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。5億1,741万9,414円の支出がございました。

なお、3億4,438万1,000円の繰越明許費の設定を行い、翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

1項土木管理費では3億428万7,615円の支出がございました。主な内容として、2目地籍調査費では2億5,557万8,093円の支出がございましたが、前年度からの繰越事業の実施もあり、2億5,181万3,000円の繰越明

許費の設定を行い、翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

146ページとなりますが、2項道路橋梁費では1億8,980万1,396円の支出でございました。

2目道路維持費から4目橋梁維持費において、町単独事業として舗装修繕工事、道路維持工事及び道路改良工事などを実施し、補助事業として町道利根里線道路改良工事、橋梁修繕設計業務委託などを実施いたしました。

なお、3目道路新設改良費では、町道利根里線道路改良事業について、繰越明許費により4,756万8,000円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

148ページをお開き願います。

3項河川費では1,083万円を支出いたしました。準用河川長南川及び普通河川笠森川河川維持事業について繰越明許費を設定し、計4,500万円を翌年度へ繰越しいたしました。

4項住宅費では285万8,148円を支出いたしました。

150ページをお開き願います。

5項都市計画費では964万1,955円を支出いたしました。

8款消防費では1億6,697万7,000円を支出いたしましたが、広域市町村圏組合への負担金が主な支出内容でございます。

152ページをお開き願います。

9款教育費でございます。4億1,673万3,343円を支出いたしました。

1項教育総務費は、8,296万1,082円を前年度同様に支出いたしました。

156ページをお開き願います。

2項小学校費で6,651万2,090円を支出いたしました。

158ページになりますが、2目教育振興費では5,670万7,854円を支出いたしましたが、給食費無償化に伴う給食費補助金交付事業を実施したところでございます。

3項中学校費で6,079万7,390円を支出いたしました。

160ページになりますが、2目教育振興費では2,415万8,499円を支出いたしましたが、小学校費と同様に、給食費無償化に伴う給食費補助金交付事業を実施したところでございます。

162ページをお開き願います。

4項社会教育費では6,048万1,488円を支出いたしました。

166ページをお開き願います。

5項保健体育費では1億4,598万1,293円を支出いたしました。主な内容といたしまして、1目保健体育総務費で4,478万6,968円を支出いたしましたが、町スポーツ施設の管理に関して指定管理者制度を導入しているため、指定管理委託料を支出したものでございます。

また、168ページになりますが、2目給食施設費では1億119万4,325円を支出いたしましたが、給食調理業務を委託により実施したため、調理業務委託料を支出したところでございます。

170ページをお開き願います。

10款災害復旧費では2億9,189万6,946円の支出でございました。

1 項農林水産施設災害復旧費で9,371万3,040円を支出いたしました。

1 目農地農業用施設災害復旧費では、台風第13号により被災した農地農業用施設の復旧を行いました。また、繰越明許費により1億3,582万4,324円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

172ページになりますが、2 項公共土木施設災害復旧費では、台風第13号の被害に対し災害復旧事業を実施し、1億8,674万8,856円を支出いたしました。

1 目道路橋梁災害復旧費で、補助道路災害測量業務委託料、補助道路災害設計業務委託料など1億5,197万5,515円を支出いたしました。また、繰越明許費により1億8,907万5,100円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

2 目河川災害復旧費で、補助河川災害測量業務委託料、補助河川災害設計業務委託料など3,477万3,341円を支出いたしました。また、繰越明許費により1億1,965万4,185円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

174ページをお開き願います。

3 項文教施設災害復旧費では46万4,750円の支出でございました。

4 項その他公共施設等災害復旧費では、台風第13号被害に係る災害土砂等仮置場造成工事の実施などにより1,097万300円を支出いたしました。また、繰越明許費により野見金公園災害復旧事業165万円を翌年度へ繰越しを行ったものでございます。

11 款公債費につきましては4億3,755万573円の支出でございました。

176ページをお開き願います。

12 款諸支出金では4億1,297万8,321円の支出でございます。

1 項普通財産取得費につきましては、支出はございませんでした。

2 項基金費の主な内容は、1 目財政調整基金費で2億7,428万2,000円の積立てを行い、178ページになりますが、7 目公共施設等整備基金で5,000万4,125円の積立てを行いました。11 目ふるさと創生基金費は、新たに基金を設置し、ふるさと納税寄附金3,495万6,000円の積立てを行い、12 目企業版ふるさと納税地方創生基金についても新たに基金を設置し、企業版ふるさと納税寄附金100万円の積立てを行ったものでございます。

13 款予備費では、180ページになりますが、総務費、民生費、消防費及び教育費へ計667万4,000円の充当を行ったものでございます。

以上が、歳出予算現額65億3,521万4,232円、支出済額55億2,246万2,520円、翌年度繰越額8億5,301万5,109円の内容でございます。

次に、182ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額59億9,104万2,000円、歳出総額55億2,246万2,000円、歳入歳出差引額4億6,858万円、これから翌年度へ繰り越すべき財源3億4,010万円を差し引いた1億2,848万円が実質収支の額となります。

続きまして、184ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和5年度の公有財産中の土地の異動につきましては、主に西部工業団地計画跡地区域内の民有地を取得したことによる増でございます。建物の異動につきましては、旧役場庁舎を解体したことによる減でございます。そのほか、土地及び建物以外の財産に関する異動につきましては、190ペ

一頁以降に記載をさせていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、認定第1号 令和5年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時25分からを予定しております。

（午前10時15分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

○議長（松野唱平） 次に、認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

〔健康保険課長 山口重之登壇〕

○健康保険課長（山口重之） それでは、令和5年度長南町国民健康保険特別会計の決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、国民健康保険の加入状況についてご説明申し上げます。

令和5年度末の加入世帯は1,275世帯でございまして、被保険者数は1,919人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では47世帯の減、被保険者数では、社会保険加入や後期高齢者医療への異動などによりまして、94人の減となったところでございます。

それでは、歳入歳出決算書によりましてご説明申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の197ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額2億187万2,377円、不納欠損額699万3,264円、収入未済額2,703万9,530円、調定額に対する徴収率は85.57%で、前年度と比較いたしますと1.75ポイントの減でございます。

次の199ページをご覧いただきたいと存じます。

2款国庫支出金でございます。事業費補助金でございまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に要する費用の国の財政支援で3万9,000円、出産育児一時金の支給に係る事業の補助金として5,000円で、合計4万4,000円でございます。

3款県支出金でございます。都道府県は市町村に対し、療養の給付費等に要する費用やその他の国保の事業

に要する費用について、保険給付費等交付金として交付することとされております。保険給付に要した費用に交付する普通交付金として7億5,729万3,150円交付されております。次に、努力者支援制度並びにその他国保事業に要する費用への特別交付金は1,983万1,000円交付されております。普通交付金と特別交付金を合わせまして7億7,712万4,150円となっております。

4款財産収入につきましては、基金積立金の利息でございまして1,545円となっております。

次の199ページ下段から201ページをご覧くださいと存じます。

5款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、収入済額7,148万666円でございます。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、収入済額2,999万2,650円でございます。このうちの4分の3、2,249万4,487円は県が負担しているものでございます。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、収入済額1,788万1,757円でございます。このうちの2分の1、894万878円は国の負担分、4分の1の447万439円は県が負担しているものでございます。この1節と2節を合わせました保険基盤安定繰入金4,787万4,407円のうち、3,590万5,804円を国と県が負担しているものでございます。

6款繰越金は、収入済額4,962万7,165円でございます。前年度からの繰越金でございます。

次の201ページの下段から205ページをご覧くださいと存じます。

7款諸収入は、収入済額253万5,585円でございます。雑入におきまして、国・県からの精算に伴う過年度分の特定健康診査等の負担金があったことにより、予算額に対し増収となっております。

歳入合計といたしまして、調定額11億3,671万8,282円、収入済額11億268万5,488円、不納欠損額699万3,264円、収入未済額2,703万9,530円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の207ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は2,787万3,345円でございます。人件費のほか事務に係る経費、電算委託料などでございます。

次の209ページをご覧くださいと存じます。

2款保険給付費の支出済額は7億5,601万2,530円でございます。前年度に比べ3,302万3,275円、4.2%の減となりました。これは、被保険者数の減少などにより給付が減ったためと考えられます。

続きまして、3枚めくっていただきまして、215ページをご覧くださいと存じます。

3款国民健康保険事業費納付金でございます。事業費納付金は、県全体の保険給付費等を賄うために必要な額を市町村で負担する制度で、各市町村の被保険者数や所得水準、医療水準に応じて県が算出し、納付するものです。令和5年度の県への納付額は2億5,344万8,919円となっております。

次の217ページをご覧くださいと存じます。

5款保健事業費の支出済額は2,472万4,029円でございます。特定健康診査の集団健診及び個別健診などの事業、人間ドックへの助成などでございます。なお、特定健診の受診率は、人間ドックを含めると50.2%、前年度より1.2%の減となっております。

次の219ページの中ほどをご覧くださいと存じます。

6款基金積立金の支出済額は100万1,000円でございます。年度末の基金保有残高は2億314万4,950円でご

ざいます。

続いて、7款諸支出金の支出済額61万5,500円につきましては、遡って国保の資格の喪失手続をしたことによる保険税の還付金22件分でございます。

221ページが一番下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額10億6,367万5,323円、不用額6,209万3,677円でございます。

次の222ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億268万5,000円、歳出総額10億6,367万5,000円、歳入歳出差引額3,901万円、実質収支額は3,901万円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、223ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計の決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第3号 令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況についてご説明申し上げます。令和5年度末の加入者は1,781人でございまして、前年度と比較いたしますと37人の増でございます。町の総人口の24.8%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の227ページをお開きいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額9,941万6,900円、不納欠損額3,200円、収入未済額103万5,000円となりまして、調定額に対する徴収率は98.97%でございます。

2款繰入金は、収入済額3,395万9,506円でございます。制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入は、収入済額156万9,392円でございます。

次の229ページをご覧ください。

4項1目雑入でございますが、これは主に賦課徴収の帳票作成委託料等の事務費委託金でございます。

一番下の欄をご覧ください。

歳入合計といたしまして、調定額1億3,713万4,699円、収入済額1億3,609万6,499円、不納欠損額3,200円、収入未済額103万5,000円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の231ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は157万8,225円でございます。電算処理委託料及びシステム使用料などがございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億2,868万6,021円でございます。広域連合への保険料等の納付金でございます。

3款保健事業費の支出済額は380万6,984円でございます。人間ドックへの助成79件分でございます。

次の233ページの一冊下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額1億3,421万2,730円、不用額1,088万7,270円でございます。

次の234ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億3,609万6,000円、歳出総額1億3,421万3,000円、歳入歳出差引額188万3,000円、実質収支額は188万3,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、認定第2号 令和5年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和5年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容とさせていただきます。ご審議賜り、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第4号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、認定第4号 令和5年度長南町介護保険特別会計決算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第4号 令和5年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

まず初めに、介護保険の令和5年度末の状況についてご説明申し上げます。

第1号被保険者数は、前年度より11人減の3,320人でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては、前年度より11人減の3,354人。高齢化率につきましては、前年度より0.8ポイント増の46.6%でございます。要介護の認定者数につきましては、前年度より11人増の565人、そのうちサービスを利用した受給者数は、前年度より6人増の491人ございました。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の236ページをお開きいただきたいと存じます。

1款介護保険料でございます。収入済額は前年度より30万940円増の2億1,665万9,000円、収入未済額は前年度より4万7,980円減の962万9,380円となりまして、調定額に対する収納率は前年度より0.2ポイント減の95.5%でございます。なお、不納欠損処分につきましては55万5,740円を処分させていただいたところでございます。

3款国庫支出金から238ページの4款支払基金交付金、5款県支出金及び240ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。

また、242ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、令和5年度において準備基金から

取り崩したものはございませんので、ゼロ円となっております。

9款繰越金の収入済額8,167万8,418円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

10款諸収入、2項1目預金利子につきましては預金利息として377円を、次の244ページ、3項2目第三者納付金946万8,394円につきましては、第三者行為に係る損害賠償金で、交通事故が原因で要介護となり、介護サービスを受けていた方が亡くなったことに伴い支払い総額が確定したことから、国保連合会を通じて加害者側から損害賠償金として入金したものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、調定額は前年度より397万5,094円増の11億3,832万1,300円、収入済額は前年度より354万8,454円増の11億2,813万6,180円、不納欠損額は前年度より47万4,620円増の55万5,740円、収入未済額は前年度より4万7,980円減の962万9,380円でございます。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

次の246ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は、前年度より135万7,831円増の3,680万7,264円でございます。人件費のほか、事務に係る電算委託料、介護認定業務に係る経費のほか、令和5年度につきましては、第9期の介護保険事業計画策定に係る業務委託料でございます。

248ページをお願いいたします。

2款保険給付費全体の支出済額は9億2,808万3,940円でございます。前年度より2,852万7,427円増でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者に係るサービス給付費でございます。1目居宅介護サービス給付費では、通所介護や通所リハ、訪問看護等の利用日数が増加したことから、前年度より3,169万176円増の3億653万7,153円でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護の利用者が増加したことから、前年度より818万3,040円増の8,930万2,476円でございます。

248ページから250ページにかけてとなりますが、3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設の利用者が増加いたしました。介護老人保健施設の利用者数が減少したことにより、前年度より531万7,573円減の4億2,051万8,979円でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、ケアプラン作成件数が増加したことから、前年度より167万9,231円増の4,472万9,198円でございます。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございます。1目介護予防サービス給付費では、訪問看護や訪問リハ、通所リハ及び福祉用具貸与の利用者が減少したことに伴い、前年度より95万4,461円減の838万8,198円でございます。

254ページをお願いいたします。

4項1目高額介護サービス費でございますが、介護サービスを利用した際に支払う利用者負担額が一定の額を超えた場合に支給されるものとなりますが、前年度より249万8,973円減の1,935万6,343円でございます。

6項1目特定入居者介護サービス費では、要介護1から5の認定者が施設サービスや短期入所の利用の際に利用者が負担する食費及び居住費について、負担限度額認定証の上限額を超えた分に係る費用となりますが、

利用者の減により、前年度より424万473円減の3,055万5,825円でございます。

256ページをお願いいたします。

3款基金積立金の支出済額は2,215万2,000円でございます。これにより、年度末の基金保有高は1億6,389万3,011円となっております。

4款地域支援事業費全体の支出済額は3,811万1,261円でございます。前年度より313万5,888円の増でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に機能訓練としての教室の開催などを実施いたしました。

また、258ページの2項1目包括支援センター運営事業費の支出済額は、前年度より174万5,617円増の2,295万4,682円で、職員3人分の人件費及びシステム使用料などがございます。

また、2目生活支援体制整備事業費では、地域住民の助け合いにより地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業として、買物支援事業等を実施いたしました。

260ページをお願いいたします。

5款諸支出金の支出済額は6,783万4,295円、第1号被保険者の保険料還付金、また、前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金、また、町一般会計繰入金を精算し、返還したものでございます。

以上、歳出合計といたしまして、支出済額は前年度より5,007万9,452円増の10億9,298万8,760円、不用額は前年度より1,116万7,452円減の3,881万1,240円でございます。

264ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は11億2,813万6,000円、歳出総額は10億9,298万9,000円、歳入歳出差引額は3,514万7,000円、実質収支額は3,514万7,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、265ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第4号 令和5年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

次に、認定第5号及び認定第6号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

認定第5号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町笠間霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度末において、墓所区画数は9,281区画、墓所使用許可数は8,657区画、使用率は93.3%となっております。

それでは、事項別明細書について歳入からご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の268ページをお開きください。

初めに、1款1項1目墓所使用料につきましては、収入済額1,688万2,000円で、72区画分の永代使用料でございます。

次の2目工事負担金につきましては、36区画分カロート工事負担金でございます。

3目墓所管理料につきましては、1節現年度分3,529万3,480円、2節滞納繰越分87万950円、合わせまして3,616万4,430円でございます。また、滞納繰越分のうち、承継者死亡等の理由によりまして59件、31万7,270円について、不納欠損処分とさせていただいたところでございます。

4目施設使用料につきましては187万7,690円を計上したところでございます。

2款財産収入でございますが、1項1目土地建物貸付収入として1万8,288円を収入しております。

3款寄附金につきましては、収入がございませんでした。

4款繰入金では、1項1目1節の財政調整繰入金が600万円でございます。

次ページになりますが、5款繰越金は、令和4年度からの繰越金1,599万7,727円となります。

6款諸収入では、1項1目1節預金利子が25円。

2項1目1節雑入は59万819円でありまして、墓所使用許可証再交付等に係る収入でございます。

以上、歳入合計は調定額8,347万9,859円、収入済額7,889万4,979円でございます。

続きまして、272ページをお開きください。

歳出についてご説明を申し上げます。

1款の霊園総務費では、予算現額5,760万6,000円に対しまして、支出済額は5,551万1,474円でございます。主な支出につきましては、1節から4節までの人件費は、職員2名及び会計年度任用職員3名に係る人件費、10節需用費、11節役務費は、霊園事務所に係る光熱水費、料金事務に関する郵便、電話料等の経費でございます。

12節委託料につきましては、園内清掃に係る通年の委託料1,618万7,600円をはじめ、管理料の電算処理委託、浄化槽清掃の委託料等でございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、管理料システム及びコピー機の使用料、18節負担金補助及び交付金につきましては、総合事務組合負担金等の経費でございます。

24節積立金につきましては、令和5年度の決算状況を踏まえ、134万1,000円を基金に積み立てております。当該処分の結果、令和5年度末の残高は4,312万1,000円となります。

最後に、26節公課費につきましては、消費税168万9,600円でございます。

2款霊園施設費では、予算現額1,224万1,000円に対しまして、支出済額は945万349円でございます。主な支出につきましては、霊園施設内における水道関係の修繕工事と施設の維持管理に係る経費となっております。

3款公債費及び4款予備費については、支出がございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額7,089万7,000円に対しまして、支出済額6,496万1,823円となりました。

276ページをお開きください。

本ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7,889万5,000円、歳出総額6,496万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同様の1,393万3,000円でございます。

なお、次のページからは財産に関する調書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第5号 令和5年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きくださいますようお願いいたします。

認定第6号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、事業の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度における加入状況でございますが、3地区合計で、加入戸数は前年度から2戸増の1,100戸、接続戸数は前年度から7戸増の917戸となっております。接続率につきましては83.4%となったところでございます。

次に、決算の状況でございますが、ご案内のとおり、本事業は令和6年4月1日から公営企業会計へ移行した関係から、今回ご報告申し上げます決算数値は本年3月31日時点の打切り決算の数値となります。したがって、従来の決算数値に含まれておりました出納整理期間2か月分の収入及び支出につきましては含まれておりません。これは、令和6年度において特例的収入及び特例的支出として経理されますことをご承知おきいただければと存じます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の282ページをお開きください。

1款1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、収入済額42万円で、1戸分の加入分担金でございます。先ほど加入戸数は2戸増と申し上げましたが、この1戸は3月31日までに収入をいたしたところですが、もう1件につきましては本年4月以降に収入をしてございますので、経理としては令和6年度の特例的収入と経理されるものでございます。

2款1項1目1節現年度分施設使用料でございますが、収入済額3,860万6,156円で、3地区の施設使用料でございます。2節は、滞納繰越分の使用料51万8,914円で52名分の収入でございます。

3款繰入金の収入済額は1億8,000万円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金は400万7円でございます、前年度からの繰越金です。

5款諸収入では、1項1目1節預金利子はゼロ円。

次のページになりますが、2項1目1節雑入は21万6,897円でございます、これは会計年度任用職員の納付金でございます。

6款1項1目1節公営企業会計適用債は340万円でございまして、公営企業会計への移行に係る業務委託の分として借り入れたものでございます。

以上、歳入合計は、調定額2億3,133万9,779円、収入済額2億2,716万1,974円でございます。

続きまして、286ページをお開きください。

歳出についてご説明を申し上げます。

1款総務費では、予算現額1,529万9,000円に対しまして、支出済額は1,099万4,915円でございます。主な支出につきましては、職員の人件費のほか、処理場火災保険料や料金管理システム使用料でございます。

なお、12節の委託料において、公営企業会計移行支援業務委託というのは、予算で341万円計上があったんですが、この委託業務は令和6年3月末までの工期でありましたので、3月末工期終了に伴って検査、検収を終えまして4月の支払いとなっております。よって特例的支出となりまして、令和6年度に計上されるものでございます。

2款事業費でございますが、予算現額5,277万5,000円に対しまして、支出済額は3,649万9,344円でございます。主な支出につきましては、10節の需用費で1,722万8,119円では、処理場内の設備及び中継ポンプ修繕のほか電気料、水道料でございます。

11節役務費223万1,518円は、中継ポンプ91か所分の電話料でございます。

12節委託料1,406万4,797円は、3か所分の汚水処理場維持管理委託料等でございます。

14節工事請負費285万6,700円は、芝原処理場における自家用電気工作物改修工事のほか、マンホール陥没による修繕工事費等でございます。

288ページをお開きください。

3款公債費では、予算現額1億5,837万7,000円に対しまして、支出済額は1億5,827万8,693円でございます。内訳といたしましては、1目元金では1億4,324万6,948円となり、償還のうち元金分に相当する額を、2目利子では1,503万1,745円となり、利子に相当する額を償還しているものでございます。

4款予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額2億2,745万1,000円に対しまして、支出済額2億577万2,952円となりました。

290ページをお開きください。

本ページは実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億2,716万2,000円、歳出総額2億577万3,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同様の2,138万9,000円でございます。

なお、次のページからは財産に関する調書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 令和5年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで認定第5号及び認定第6号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時25分からを予定しております。

(午前11時11分)

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

○議長（松野唱平） 次に、認定第7号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

[ガス課長 金坂美智子登壇]

○ガス課長（金坂美智子） それでは、令和5年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第7号 令和5年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、令和5年度長南町ガス事業会計の利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算の概況からご説明申し上げます。

決算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

1、概況、（1）総括事項でございます。

令和5年度末における需要家数は4,578戸でございます。前年度より12戸の減、ガス販売量は760万575立方メートルで、前年度と比較し42万561立方メートル、率にして5.2%の減となりました。この冬の記録的な暖冬の影響により、家庭用、商業用、工業用など全ての用途において大幅にガスの使用量が減少したことによるものでございます。

収益的収支につきましては、ガス事業収益5億8,184万1,766円、ガス事業費用は5億8,090万4,009円となり、当年度純利益は93万7,757円となりました。建設改良工事につきましては、白ガス管対策事業は令和4年度で終了し、令和5年度は供給改善や供給支障に伴う導管の更新工事を7路線実施いたしました。

今後のガス事業の運営につきましては、社会情勢の変化や物価変動などに対応した適切な料金改定を実施するとともに、経営の効率化とさらなる経費削減を図りながら、安定した経営及び保安の確保に努めてまいります。

続きまして、（2）経営指標に関する事項でございます。

令和5年度決算における経営成績につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は100.15%となり、数値が大きいほど経営状況は良好と判断できます。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、激変緩和対策事業によりガス料金の割引を実施し、国から補助金の交付を受けたためガス売上額が減少し、前年度比18.92%減の72.07%となりました。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.67%増の80.04%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す導管経年化率は、前年度比1.32%増の88.21%と増加傾向にあります。こちらにつきましては、導管をポリエチレン管に更新したことによるものでございます。なお、要対策管残存率は、改修などを必要とする導管延長の割合を表す指標でございまして、要対策管、白ガス管の更新は完了しており、ゼロ%となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

長南町ガス事業会計収益費用明細書でございます。

まず収入でございますが、1款ガス事業収益は5億8,184万1,766円でございます。うち1項製品売上、1目ガス売上は4億473万7,758円で、前年度より1億3,474万7,540円の減となりました。こちらは、ガス販売量の減の影響、また、国のエネルギー価格の激変緩和対策事業としてガス料金の値引きを行ったことによるものでございます。

2項営業雑収益は、95件分の内管受注工事及び警報器の販売の収入でございます。

3項営業外収益は、国の激変緩和対策事業の補助金及び長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、貸倒引当金の不用額でございます。

次に、支出でございます。

1款ガス事業費用は5億8,095万9,097円でございます。

1項1目ガス売上原価は2億9,874万8,974円で、卸元から購入しております原ガス768万5,991立方メートルの購入費でございます。

2項供給販売費は2億2,616万4,135円でございます。うち8目の修繕費2,332万1,546円は、長南供給所1号ガスホルダーの開放検査や、検定が満期となったガスメーターの修理等の費用でございます。

18目の委託作業費2,965万4,746円は、毎月のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査等の委託料でございます。

3項一般管理費は、人件費、財務会計などのパソコンリース料等でございます。

4項営業雑費用は、95件の内管工事費用でございます。

5項営業外費用は、企業債利息及び火災の際のプラグ止め工事などでございます。

次に、18ページは固定資産明細書、次の19ページは企業債明細書でございます。また、21ページ以降は、参考資料として、長南、睦沢のそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和5年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。こちらは税込みとなっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、内容につきましては、先ほど17ページでご説明いたしましたの

で省かせていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款資本的収入の決算額82万9,050円、第1項企業債でございますが、令和4年度に白ガス管の入替え工事は完了いたしましたので、借入れはございませんでした。

工事負担金の82万9,050円は、水沼地先の県道南総一宮線の道路改良工事に伴う低圧管新設工事等2件分の新設工事の負担金でございます。

決算額が大幅減となりましたが、これは睦沢町寺崎地先の一宮川河川改修工事と川島地区宅地造成工事が令和6年度へ繰越しとなったことによるものでございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出、決算額1億4,035万6,511円で、第1項建設改良費は9,682万9,949円でございます。こちらは、道路改良や供給改善に伴う工事費及び舗装本復旧負担金などでございます。

なお、先ほどご説明いたしました睦沢町寺崎地先の一宮川河川改修工事と川島地区の宅地造成工事が令和6年度へ繰越しとなり、翌年度繰越額は2,082万9,000円でございます。

続きまして、第2項企業債償還金は4,352万6,562円支出いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,952万7,461円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2、長南町ガス事業会計損益計算書でございます。こちらは税抜きの金額になっております。

令和6年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したものでございまして、当年度純利益は93万7,757円となりました。前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は228万3,734円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3、長南町ガス事業会計剰余金計算書でございます。

この計算書は、資本金、剰余金を表したもので、中ほどに表記しております当年度変動額として、損益計算書で生じた未処分利益剰余金を示しております。当年度末残高の利益剰余金の合計は6,408万548円で、資本金を合わせました資本合計は8億6,100万2,295円でございます。

次に、5ページでございますが、4、長南町ガス事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。表の右側、当年度未処分利益剰余金の当年度残高は228万3,734円でございますが、議会の議決による処分額をゼロ円とさせていただき、228万3,734円を令和6年度へ繰越しさせていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

5、長南町ガス事業会計貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和6年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。左側の一番下に二重線で表示してございます資産合計及び右側の下段、二重線で表示してあります負債、資本合計ともに16億3,791万5,861円でございます。資産合計と負債、資本合計が一

致しており、貸借対照表として成立しているところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、令和5年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） 議案第1号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書8ページをお開きください。

議案第1号 長南町保育所設置条例及び長南町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町保育所設置条例及び長南町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。また、参考資料の1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法となりますが、及び県で定めている障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく障害者への合理的配慮に鑑み、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、障害者差別解消法や県の条例において、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が定められており、これを受け、本町において改めて例規の内容確認をしたところ、誤解を招くような表現が発見されたため、これを是正するものでございます。

まず、第1条関係の長南町保育所設置条例の一部改正につきましては、第7条で規定している入所制限を次のように改めるもので、次の各号の1に該当するときは、その入所を制限することができる旨の規定を定めるものでございます。第1号として感染性疾患を有する者、第2号として身体が虚弱で集団保育に耐えない者、第3号としてその他町長が適当でないと認めた者とするものでございます。

第2条関係の長南町放課後児童クラブ設置条例の一部改正につきましては、第4条で規定している入所制限について、保育所の改正に併せ、第1号を「感染性疾患を有する者」に改め、第3号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、第3号を「その他町長が適当でないと認めた者」とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

参考資料2ページから3ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第1号 長南町保育所設置条例及び長南町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

〔健康保険課長 山口重之登壇〕

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案書10ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明につきましては、参考資料を中心にご説明させていただきます。

参考資料の4ページをお開きいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、長南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、長南町国民健康保険条例第16条により、国民健康保険税を滞納している世帯主が当該保険税の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険税を納付しない場合において、町が被保険者証の返還を求め、これに応じない場合、その者に対して10万円以下の過料を科すと定められておりますが、番号法等一部改正法により被保険者証が廃止されることに伴い、条文の該当箇所を改正する必要が生じたものでございます。

施行の日は令和6年12月2日から施行とし、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のとおりとさせていただきます。

また、5ページは新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

なお、8月9日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明させていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号及び議案第4号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第3号 工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

お手元の議案書12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議会の議決につきましては、町条例では予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当するものでございます。

契約の内容でございますが、まず1の工事名としましては、長南町役場庁舎周辺整備工事でございます。令和6年度長南町一般会計予算に庁舎建設事業として予算計上させていただいたものでございます。

2の契約の方法ですが、制限付一般競争入札により落札者と契約をするものでございます。

3の契約金額は、1億6,335万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、住所は千葉県長生郡一宮町一宮3178番地、名称は片岡工業株式会社、代表者は代表取締役片岡暉雄でございます。

参考資料の6ページから7ページをご覧くださいと存じます。

2の内容についてですが、工事場所につきましては長生郡長南町長南2110番地でございます。

工期につきましては、本契約日の翌日から令和7年3月25日を予定しております。

入札関係でございますが、入札参加者の資格要件は、7月10日に開催された長南町建設工事等指名業者選定審査会において意見聴取を行った上で町長が決定し、ちば電子調達システムにより7月16日に入札実施の公告を行いました。

資格要件の内容は、本町の建設工事等入札参加資格業者資格者名簿に登載され、経営事項審査の評点、長生郡市内に本店もしくは支店を有し、同等の工事实績のある条件等を付した制限付一般競争入札により執行することに決定いたしました。

入札参加者の資格確認を事前に行った上、8月7日から8月12日までを電子入札による入札期間として設け、8月13日に開札を行いました。入札参加者は3者であり、予定価格及び最低制限価格を事後公表として入札を実施し、最低金額をもって入札した者を落札者として決定いたしました。

片岡工業株式会社とは8月15日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきます。

工事概要でございますが、旧庁舎解体後の活用に伴い、駐車場等役場庁舎周辺の整備工事を行います。

1点目として構内整備工事ですが、表層工、アスファルト8,706平米、コンクリート舗装333平米、路盤工、排水整備工、区画線工等一式でございます。

2点目としてゲートボール場・テニスコート駐車場整備工事ですが、表層工、アスファルト3,122平米、路盤工、排水整備工、区画線工等一式でございます。

3点目として構造物工事ですが、L型コンクリート擁壁工事、国旗掲揚塔工事、縁石・フェンス等小型構造物一式でございます。

7ページをお願いいたします。

4点目として解体・撤去工事、5点目として電気設備・機械設備工事でございます。

8ページ、9ページ目は、庁舎周辺整備工事の舗装等の範囲図、平面図、10ページはゲートボール場・テニスコート周辺駐車場整備図となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、引き続き、議案第4号 工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

お手元の議案書13ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議会の議決につきましては、町条例では予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当するものでございます。

まず、工事の内容でございます。

1の工事名といたしましては、町道利根里線道路改良工事（2工区）でございます。令和6年度長南町一般会計予算に道路新設改良事業として予算計上させていただいたものでございます。

2の契約の方法ですが、制限付一般競争入札により落札者と契約をするものでございます。

3の契約金額は、1億1,836万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、住所は千葉県長生郡長南町長南489番地1、名称は株式会社荒井工務店、代表者は代表取締役荒井靖之でございます。

参考資料11ページをご覧いただきたいと存じます。

2の工事内容についてですが、工事場所につきましては長生郡長南町報恩寺地先でございます。

工期につきましては、本契約日の翌日から令和7年3月25日までを予定しております。

入札関係でございますが、入札参加者の資格要件、資格確認期間及び開札日は、先ほど説明を差し上げた内容と同様です。入札参加者は2者であり、予定価格及び最低制限価格を事後公表として入札を実施し、最低金額をもって入札した者を落札者として決定いたしました。

株式会社荒井工務店とは8月15日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきます。

工事概要でございますが、工事延長は142.3メートルでございます。

工事の内容といたしましては、路床安定処理を1,230平米、コンクリートブロック積を256平米、舗装工（車道分）を1,360平米、舗装工（歩道）を286平米、プレキャストU型側溝を車道、歩道等で287平米、溶融式区画線（実線・破線・記号等）を656メートル行う工事でございます。

12ページから13ページは計画平面図等となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上、大変雑駁でございますが、議案第3号 工事請負契約の締結について及び議案第4号 工事請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第3号及び議案第4号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午後 0時00分)

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（松野唱平） 議案第5号の内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

[健康保険課長 山口重之登壇]

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

お手元の議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

高齢者の医療確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明につきましては参考資料を中心にご説明させていただきます。

参考資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。

協議の趣旨と改正の内容でございますが、先ほど加藤議員からの諸般の報告でもございましたが、被保険者証が廃止されることによる被保険者証及び資格証明書の文言を使用している千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正の必要が生じ、地方自治法上、県内の市町村議会の議決を経た上で千葉県知事の許可を得る必要があり、議会の議決をお願いするものでございます。

また、15ページ以降につきましては、新旧対照表及び規約変更理由書となりますので、後ほどご覧ください。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての説明といたします。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

[企画財政課長 江澤卓哉登壇]

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第6号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第6号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,218万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,314万3,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 継続費補正」でございます。2款総務費、1項総務管理費で、3つの事業について継続費の追加を行うものでございます。

内訳の1点目として、総合計画後期基本計画・総合戦略策定事業では、総額1,210万円を、令和6年度484万円、令和7年度726万円の年割額として追加するものでございます。事業内容としては、総合計画において推進すべき施策を示した基本計画は、前期5年間の計画終了後に後期5年間の計画を定めることとしており、令和7年度で前期基本計画が終了することに伴い、今回は、令和8年度から令和12年度の後期基本計画の策定を行うものとなります。また、令和7年度で計画期間の終了する総合戦略についても、総合計画との整合性を取るため、併せて策定を行うものでございます。

2点目として、直売所交流施設基本計画策定事業では、総額1,270万円を、令和6年度610万円、令和7年度660万円の年割額として追加するものでございます。事業内容としては、施設に関する基礎調査、導入機能及び規模、配置計画、整備、管理運営形態等の検討、概算事業費の算出等の建設に関する基本的な考え方について整理し、基本計画を策定するものでございます。

3点目の中央公民館基本計画策定事業では、総額1,390万円を、令和6年度660万円、令和7年度730万円の年割額として追加するものでございます。事業内容としては、直売所交流施設基本計画策定事業と同様に、建設に関する基本的な考え方について調査検討を行い、整理し、計画を策定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。過疎対策事業では、土木費国庫補助金の補助裏として起債を予定していた部分につきまして、予算額に対し補助金が減額交付決定されたため、限度額を2,480万円減額し、1億3,680万円に変更するものでございます。

臨時財政対策債では、普通地方交付税の算定の結果、発行可能額が予算額を上回ったことから、300万円増

額し、800万円に変更するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、4目会計管理費、11節役務費で、銀行間手数料の見直しに伴い、内国為替制度運営費が創設され、本年10月から地方公共団体の公金振込にも手数料がかかることから、口座振込手数料66万円の追加をお願いするものでございます。

6目企画費では、12節委託料で、継続費補正で説明申し上げた総合計画後期基本計画・総合戦略策定に係る今年度分の委託料484万円を追加するものでございます。

8目地域振興費では、12節委託料で、こちらも継続費補正で説明申し上げた直売所交流施設基本計画策定に係る今年度分の委託料610万円及び中央公民館基本計画策定に係る今年度分の委託料660万円を追加するものでございます。

12目過疎対策費では、18節負担金補助及び交付金で、地域おこし協力隊退任後の起業等に対する補助金として地域おこし協力隊企業・事業承継補助金100万円を、また、東京圏から本町に移住し、起業または就業した者に対する支援金として、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金260万円を、地域おこし協力隊が退任後に定住するための空き家の改修に対する補助金として、地域おこし協力隊空き家改修事業補助金100万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金に対し、県補助金195万円を充てさせていただくものでございます。

15目諸費では、21節補償補填及び賠償金で、米満地先の防犯灯に係る東電柱の電柱移設補償費として12万8,000円の追加をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

22節償還金利子及び割引料で、個人住民税等の還付金に対する経費として、税等還付金100万円の追加をお願いするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費では、1目戸籍住民基本台帳費で、マイナンバーカード出張申請受付及び申請サポート業務に係る経費として、11節役務費で郵便料14万6,000円を、12節委託料で164万2,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、経費全額となる178万8,000円について、国庫補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金を充てさせていただくものでございます。

また、12節委託料では、受付申請支援システムの帳票追加等に要する費用として、受付申請支援システム改修委託料34万1,000円の追加をお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費、27節繰出金で、介護保険特別会計において、包括支援センター運営事業費増額に伴い一般会計からの地域支援事業繰入金増額の増額を要することから、介護保険特別会計繰出金59万6,000円の追加をお願いするものでございます。

6款商工費、1項商工費では、1目商工業振興費で、国の物価高騰対策に係る臨時交付金を活用し行う地域応援券事業に要する経費として、11節役務費で郵便料130万円を、12節委託料で1人5,000円の地域応援券の換金費7,150人分や、印刷、広告宣伝等を委託するため、物価高騰対応地域応援券事務委託料3,814万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金2,200万9,000円を充てさせていただくものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費では、2目道路維持費、10節需用費で、災害対応等による使用により消耗したホイールローダーのタイヤを交換するため、庁用車整備代46万9,000円の追加をお願いするものでございます。

また、特定財源において、国庫補助金、道路交通安全対策事業費補助金が、当初予算に対し3,714万円減額により交付決定されたことに伴い、歳出事業費の調整、変更を行うため、12節委託料のトンネル点検委託料で1,452万円を減額し、次の12ページとなりますが、4目橋梁維持費、12節委託料で橋梁点検委託料284万7,000円を追加し、14節工事請負費で補助橋梁修繕工事5,700万円を減額するものでございます。特定財源における地方債の減額2,480万円につきましては、補助橋梁修繕工事の減額に伴い、過疎対策事業債が減額となるものでございます。

説明が前後いたしますが、12ページ最上段の14節工事請負費では、町道芝原豊原線において舗装の損傷を修繕するため、舗装修繕工事990万円の追加を、町道中原20号線の舗装本復旧工事の297万円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、11ページにお戻りをいただきますが、その他欄に297万円とございます。こちらにつきましては全額負担金として、舗装本復旧工事負担金を充てさせていただくものでございます。

再び12ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費では、1目学校管理費、10節需用費で、校舎3階図書スペースの空調機修理のため修繕料12万1,000円の追加を、5項保健体育費では、1目保健体育総務費、14節工事請負費で、町野球場において解体したスコアボード跡に防球ネットを設置するため、野球場防球ネット設置工事130万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

一般財源所要額として、11款地方交付税、1項地方交付税で、普通交付税3,621万4,000円の追加をお願いするものでございます。

13款負担金及び分担金、15款国庫支出金及び16款県支出金については、歳出においてご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

19款繰入金、1項繰入金では、11目介護保険特別会計繰入金で、前年度繰出金の精算による返還金618万9,000円を追加するものでございます。

22款町債は、地方債補正及び歳出でご説明させていただいたとおりでございます。

なお、13ページから14ページにかけまして継続費に関する調書、15ページに地方債に関する調書をそれぞれ記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第6号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

〔健康保険課長 山口重之登壇〕

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第7号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,978万円とさせていただきます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとさせていただきます。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴います資格確認書作成委託料48万円の増額をお願いするものとさせていただきます。財源は、特定財源の国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備補助金と一般財源の繰越金でございます。

続きまして、7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の130万円の増額をお願いするものとさせていただきます。社会保険に加入していた方など8名の保険税還付金で、財源は一般財源の繰越金でございます。

なお、歳入でございますが、6ページをご覧ください。

ただいま歳出でご説明いたしました2款1項1目事業費補助金42万9,000円及び6款1項1目繰越金の135万1,000円でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第7号 令和6年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第8号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、議案第8号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第8号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,144万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,844万6,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

4款地域支援事業費、2項1目包括支援センター運営事業費、2節給料208万6,000円、3節職員手当等100万8,000円、合計309万4,000円につきましては、人事異動に伴う人件費について追加をお願いするものでございます。特定財源の国庫支出金178万7,000円につきましては、国庫支出金、地域支援事業交付金として119万1,000円と、県支出金、地域支援事業交付金として59万6,000円を、その他財源につきましては、一般会計からの繰入金として59万6,000円を、一般財源につきましては繰越金を充てさせていただくものでございます。

続いて、5款諸支出金、1項3目償還金1,216万3,000円につきましては、令和5年度実績に伴い、支払基金から超過交付された介護給付費及び地域支援事業費の返還金でございます。

2項1目一般会計繰入金618万9,000円につきましては、令和5年度実績に伴う一般会計からの繰入金に対する返還金でございます。一般財源につきましては繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをご覧くださいと存じます。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金及び5款県支出金、3項1目地域支援事業交付金、8款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明した人件費に係るもので、それぞれ法定負担割合に基づき追加をお願いするものでございます。

9款繰越金につきましては、前年度繰越金1,906万3,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第8号 令和6年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これでは議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号から議案第10号までについては、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした認定第1号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎決算特別委員会の設置及び認定第1号～認定第7号の付託

○議長（松野唱平） ここで、認定第1号から認定第7号までの令和5年度決算認定の審査について、議会運営委員長から報告のあったとおり、内容が複雑多岐にわたるものでありますので、私議長を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することについてを議題として、これから採決を行います。

お諮りします。

採決の方法については、表決システムにより採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより採決いたします。

決算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本件については賛成全員です。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔決算特別委員会委員選任案の配付〕

○議長（松野唱平） お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

決算特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会委員が決定しましたので、委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開は決算特別委員会終了後を予定しております。

（午後 1時30分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時41分）

○議長（松野唱平） 決算特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。ここで暫時休憩とします。再開は午後1時55分からを予定しております。

（午後 1時41分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第23、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承ください。

本日は、質問順位1番から2番まで行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者は自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 鈴木 ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

初めに、2番、鈴木議員。

[2番 鈴木ゆきこ質問席]

○2番（鈴木ゆきこ） 2番、公明党の鈴木ゆきこです。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を始めさせていただきます。

質問事項は災害対策についてですが、最近では、南海トラフやゆっくり進むのろろ台風など、これからは今まで以上に自然災害の対策をしていかなければならないのではないかと危惧しております。

今年の年頭に発生した能登半島地震では、地震発生直後の被災状況の把握がスムーズに実施できなかったことや、初動体制の構築に遅れが生じたことなどから、事前計画の甘さも指摘されているそうです。

公明党千葉県本部として、党所属議員が活動する県内市町村を中心に、4月に防災担当者へ聞き取りを実施、災害対策の取組の実態を把握し、さらなる災害対策の強化につなげるため、主に初動体制の対応、構築、整備についての調査を行いました。

そこで、質問要旨、災害時用公衆電話の避難所設置について伺ってまいります。

まず、アンケートの中に災害時用公衆電話の設置項目がありましたが、残念なことに長南町の回答は未設置でした。災害時用公衆電話とは、災害発生時等の緊急時に避難所に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。従来は災害等発生後に設置する事後設置型が主流でしたが、東日本大震災後は、災害発生後に速やかに利用ができるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後にその加入者回線に電話機を接続して利用する事前設置型の特設公衆電話の設置が進められていることが分かりました。

令和元年の長期にわたる停電で、大勢の方が携帯の充電に困り、いざというときに連絡が取れない不安、東日本大震災のときも、なかなかつながらず心細かったのが声を聞けた瞬間の安堵感は、私は忘れられません。

そして、電話はどんな状態のときでもなくてはならない、欠かしてはならない設備だと思います。

防災担当部署では、災害時用公衆電話の避難所への設置をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 災害時用公衆電話の関係ですけれども、現在、町とNTT東日本では災害協定を締結しておらず、現在、長南町の指定避難所には災害時用公衆電話は設置されておられません。ですから、議員おっしゃるように、町でも必要性は十分理解してございますので、今後、NTT東日本と災害協定に向けました協議を行っていきまして、避難所におけます災害時用公衆電話の設置に向けた準備のほうを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 分かりました。一日も早い設置をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問の要旨、防災備蓄品の確保について伺ってまいります。

今年の夏は異常気象で猛暑が非常に多く、熱中症に注意を払いながらの毎日でした。また、昨日は市原などでゲリラ豪雨が発生して、テレビで冠水被害の状況を見て驚きました。これからの季節は台風被害が心配になります。台風での災害が想定外だとしたら防災備蓄品の確保はどうなるのでしょうか。近隣でも土砂災害や倒木、浸水被害などが発生したら、流通確保が厳しい状況になるのではないかと察しますが、確保のほうは大丈夫なのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在、非常食や保存水、毛布やドームテント、段ボールベッド、発電機やコードリール等の備蓄品につきましては、一定数量、各指定避難所のほうに備蓄をさせていただいております。また、今後、民間事業者と災害協定等を締結する際には、流通備蓄といった備蓄方法も踏まえて、協定内容のほうを検討してまいりたいと考えておりまして、現在、民間事業者と包括連携協定に向けました準備を進めている中で、ミルクですとか紙おむつ、常備薬といった品目等を流通備蓄として盛り込む内容で検討させていただいております。

また、住民の方々につきましても、町の総合防災マップ掲載の備蓄品及び非常時持ち出し品やローリングストック方法、そういうものをご確認いただいて、日頃から災害における備えとしていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） ありがとうございます。よく分かりました。

町民の皆さんも、いざというときに困らないように自分たちでストックしていく。今、テレビ等でそれは叫ばれていることだと思いますので、実践していきたいと思います。また、役場のほうも協定を結んで、みんなが安心して過ごせるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問事項になりますが、がん患者のアピアランスケアについてですが、アピアランスとは外見を示す言葉になります。抗がん剤などを使用することにより、頭髮の脱毛、まつげや眉毛の脱毛、皮膚、爪の変化など、アピアランスの変化が起こることがあります。アピアランス、外見の変化が起きた際に行うケアをアピアランスケア、外見の変化に対するケアと言います。アピアランスケアは、単なる美容目的で行うものではなく、がん治療によって生じた外見の変化を補い、苦痛を軽減するためのケアとなり、がん患者にとっては重要なことです。

そこで、質問の要旨、ウィッグ、乳房補整具、胸部補整具の購入補助や助成金制度について何点か伺います。

まずはウィッグ、乳房補整具、胸部補整具などアピアランスケアについて、町民からの要望等があるのかお尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） がん患者のアピアランスケア、いわゆる抗がん剤等の使用による頭髮の脱毛や、乳がんなどで胸部切断、治療した場合における見た目が変わることに対するケアでございますが、がん治療によって生じた外見の変化を補い、本人らしい生活を送るための手助けになるものではないかと認識しております。がんと診断された住民からの要望や問合せは、本町では現在のところございません。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） プライベートなことなので、なかなか町には相談しないということが分かりました。

県では、がん患者の負担を軽減し、社会参画やクオリティ・オブ・ライフの生活の質の向上を図るためアピアランスケア支援事業があり、市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する支援事業があります。

そこで、長南町でも県のアピアランスケア支援事業を活用して、アピアランスケアの購入費助成ができないか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） この制度につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、がんと診断された住民からの要望等はなく、また、厚生労働省の調査によりますと、がん治療における外見の変化に関する悩みを医療スタッフに相談できたかとの問いに対し、相談を必要としなかったとの割合が最も高く、がんと診断された方の中においても意識の違いがあるため、現在、購入費の助成は行っておりません。また、長生管内の市町村でも同様の助成は行っておりません。

しかしながら、がんに関しましては、日本人が一生のうちに診断される確率が約2人に1人とされており、大変身近なものでございますので、今後につきましては、補助制度の必要性について、近隣市町村の動向などを注視してまいりますので、ご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 分かりました。

個々でいろいろと悩み事が違うということで、また、2人に1人ががんになる、これから大事な支援になるかと思えます。実は、千葉県ホームページで確認すると、令和6年6月時点での実施状況は、こちら近辺ですと東金市、市原市、大多喜町など、県内では24の市や町が支援事業を開始されておりました。本町においても、がん患者の負担を少しでも軽減できるよう、アピアランスケア支援事業の検討を進めていてもらいたいです。

続いて、アピアランスケアに必要な提供先があるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 千葉県では、がん診察の連携拠点病院等においてアピアランスに関する相談窓口を設けております。ここでは、相談員が信頼できる情報に基づいて患者やご家族の相談に対応しております。その病院に通院していなくても、どなたでもご利用できる相談窓口です。必要に応じて、がん看護外来、化学療法等の他の部署のスタッフとも連携、協力し対応するということですので、必要に応じてご相談いただければと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 詳しい説明、ありがとうございました。

あと、今はネットでも見られるということで、個々自分に合った選択方法をすれば安心して過ごしていけるのかなというのを感じました。

次に、3番目の質問事項、認知症ケアの普及について。質問の要旨は、認知症の人に寄り添うケアについて伺ってまいります。

9月は、認知症についての関心と理解を深める認知症月間になります。厚生労働省の研究班は、今年5月、65歳以上の高齢者がピークを迎える2040年には、認知症になる人が約584万人、認知症の前の段階である軽度認知障害、これをMC Iと言うそうですが、その方は約612万人になると推計結果を発表しております。両者を合わせると、高齢者の3人に1人が認知機能障害を起こす計算になるそうです。

長南町でも、8月1日現在、7,133人の人口に対し、65歳以上の人口は3,356人で47%、75歳以上の人口は1,804人で25.3%の現状です。町民の約半数の方が認知症や軽度認知障害を発症してもおかしくない年齢ということが数字から読み取ることができました。

共に支え合って生きる共生社会の実現を目指して、本年1月に認知症基本法が施行、この秋にも認知症施策推進基本計画を閣議決定すると公明新聞に掲載されておりました。認知症の当事者が尊厳を持って最後まで自分らしく暮らしていけるよう、一人一人が自分事と考え、身近な問題として捉えていくことがますます大事になっていくんじゃないかと感じております。

本町では、認知症の人やその家族にとって安全で安心して暮らしやすい取組をしているとは思いますが、認知症サポーター講座やオレンジカフェ事業など幾つかあると思いますが、認知症の人に寄り添うケアはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹） 認知症ケアの技法について調べてみますと、認知症の高齢者を一人の人として尊重し、その人の立場に立って考え、ケアをするパーソンセンタードケア方式や、見る、話す、触れる、立つをケアの4つの柱として、ケアを受ける人とケアを行う人がよい関係を築くことを目的としたユマニチュードと言われる技法、また、認知症を患っている方の言葉や行動を意味のあるものと捉えてケアをするバリデーションという技法などがあるようです。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） いろいろなケアがあるということ、分かりました。ありがとうございます。

実は今、ユマニチュードのことをおっしゃったんですが、公明党の勉強会で、認知症の暮らしを守るケア技法として、ユマニチュードをユーチューブ配信で見ました。認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動、心理状況の発生を抑制することは特に重要であると思います。そのユーチューブでは、長年立ったことのないおじいちゃんが、ユマニチュードを使うとすっと立てて、それで廊下を行ったり来たりしてということで、息子さんが自分の父親の笑顔を何年ぶりかに見た、すごいことだとすごく喜んでいたのを見て、うちでもおばあちゃんの介護をやっている、なかなか認知症だとすまじいなくて、どうしてもこっちのほうがいらいらということがあったというので、こういうことをもっと知っていれば、自分自身ももう少しおばあちゃんに対して優しくできたかなというのも反省しました、そのユーチューブを見て。

そこで、認知症の方に対し、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法のユマニチュード、これは福岡市では2016年度にユマニチュードの実証実験を実施すると、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担も低下する効果が見られたそうです。

本町でも、町民や介護職で町内に勤務されている方などを対象に、講座等を通して認知症になる前に知識を高めるユマニチュードの普及活動を行うことができないか、お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹） ユマニチュードにつきましては、議員お話しのとおり、介護に携わる方の共感を得られるものと思われまます。

また、先ほど答弁させていただきましたが、ユマニチュード以外にも、パーソンセンタードケアなどもございます。また、施設で働く専門職の方々につきましては、施設ごとに認知症の方への接し方や関わり方について、様々な講習や技術の習得などを行うことになっております。

認知症ケアについて、その全てに共通しているものは、国で定める認知症基本法の目的である、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにするということだと思っております。

現在、町では、認知症について正しく知っていただくことを目的に、本町の認知症サポート医である上野先生を講師に迎えた認知症学習会を開催したり、認知症見立て塾を広報に掲載するなど、認知症に対する周知活動を行っております。

また、認知症サポーターの養成講座や認知症カフェ事業なども行っておりますので、これらの事業を活用し、ユマニチュードに限らず、認知症の方やそのご家族、あるいは関係者の方のご意見を伺いながら、今後とも認

知症の方に寄り添ったケアが広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 分かりました。認知症に対して寄り添っていける町、明るい未来があるのかなと思います。

また、秋に閣議決定される認知症施策推進基本計画を策定した後の県や市町村の努力義務である地域の実情に即した施策推進計画の策定が、我が長南町でも着実に進んでいけるよう希望いたします。

また、今回、9月号の広報ちょうなんなんですけど、上野先生の認知症学習会が毎月無料で開催されているのを、すみません、初めてというか、読みまして、昨日電話で予約をいたしました。私自身も認知症に対してもっともっと理解していかなければいけないなというのを肝に銘じてこれから頑張っていきますので、またどうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりにいたします。

○議長（松野唱平） これで2番、鈴木議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時35分からを予定しております。

（午後 2時18分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時35分）

◇ 河野康二郎 議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、4番、河野議員。

〔4番 河野康二郎質問席〕

○4番（河野康二郎） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

一般質問に当たっての基本的な考え方を冒頭申し上げたいと思います。

人口減少、少子高齢化の時代の中にあって、住民参加による持続可能な町づくりの取組が重要だと考えています。住民の生活を守る町づくりは行政の仕事であり、そこで生活をする住民自らの仕事であり、役割だと思っています。

住民は、サービスを受けるだけの存在ではなく、町の職員と共に公的な目標のために動き、町づくりを担う存在です。時代と現状に即した柔軟で友好的な関係が常に問われ続け、それに応えることが両者の関係に求められているんだと考えています。とりわけ、ここにいらっしゃる町の三役、管理職員、そして私たち議員は、この住民との協働、協力関係を肝に銘じて職務に当たることが求められているんだというふうに考えています。

以下、件名で3点にわたり一般質問を行います。

広報広聴活動についてです。

住民参加の町づくりのためには、町の方針、政策、施策を知らせ、共有化する活動、つまり情報公開、広報

広聴活動は不可欠であり、当たり前に行わなければならないと考えています。また、これまで一般質問において、町の情報公開、広報広聴活動についてただし、対策を求めてきたところです。このことから、その環境整備の取組を問い、情報公開、広報広聴活動の充実を求めるものです。

質問の要旨に入らせていただきます。

1 点目、町民参加の町づくりを進めるための広報広聴活動の概念・考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 広報広聴活動の概念・考え方ということでご質問でございますが、町民参加の町づくりを推進していくためには、住民や関係者とのコミュニケーションは必要不可欠であります。その中でも、住民の皆さんに対し情報提供を行う広報は重要な役割を果たすものと考えており、共有すべき内容は、広報やホームページを通じて周知をさせていただいているところでございます。

一例を申し上げますと、第1回定例議会で町長から令和6年度の町政運営における基本的な考え方や重点的な取組内容を示す施政方針や、当初予算が決定された後、当年度の予算概要や主な事業などは、広報4月号及び町ホームページに掲載し、周知しております。

広報広聴の基本的な考え方としては、各種媒体を活用しながら適宜に周知するとともに、できるだけ住民の皆さんに共有すべき事項は情報提供し、必要に応じて住民の皆さんのご意見を伺っていくということを基本的な考え方としております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） それでは、ホームページの掲載についてお伺いしたいと思います。

掲載するかどうか、掲載の方法などの扱いについては、これまで各所管の判断、裁量ということで今日進めてきたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） ホームページへ掲載するか、掲載の方法などの取扱いにつきましては、基本的には各所管課の判断、裁量ということで行っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） であるならば、これまで一般質問で問われていたことや広報広聴の必要性から、所管課において今日までどのような検討、議論がされてきたのかを振り返ってみたいと思います。そして、町民参加の町づくりを進めるための広報広聴活動の重要性について、各所管のこれまでの考え方についてここで伺いたいところですが、この後、全庁的な考え方をお伺いしたいというふうに考えていますので、各所管の回答については今回は求めずに、次の質問に入っていきたいと思います。

要旨の2番目です。

広報ちょうなんへの掲載の職員配置の表示方法、これが変更されました。その理由と考え方についてお伺い

します。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今年度の広報4月号におきまして、町の組織と業務内容を掲載いたしました。従前は、議員おっしゃるように、「職員の配置」としまして全職員の氏名を掲載しておりました。しかしながら、全国的に見ますと、近年のSNS等による職員への誹謗中傷ですとか、いわゆるカスタマーハラスメントの被害等が散見されるようになったことから、千葉県においても、今年度から名札の表記が名字のみに改められております。幸い、本町では住民からの誹謗中傷等によるトラブルは発生しておりませんが、それらの事案を未然に防ぐため、今年度から名札の表記を名字のみとさせていただきます。

これら全国的な対応に併せまして、「職員の配置」して、広報ちょうなんへ全職員の氏名の公表を行っておりましたが、今年度より、職員のプライバシー保護の観点からも、町の組織と業務内容ということに改めまして、管理職のみの紹介ということにとどめることといたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 一見、この改善は時代の流れに沿ったものとして受け入れてしまう、そういうようなものとして受け止められがちだと思いますけれども、改めて、名札あるいは職員の配置表、この問題についてどのような検討、議論を行ったものなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 名札の名字のみへの変更ですとか、広報への職員配置の変更につきましては、繰り返しのようになってしまいますけれども、全国的なSNS等による職員への誹謗中傷等の被害を未然に防ぐというために、フルネームでの名札の掲載を改めさせていただき、広報への全職員の配置状況や氏名の掲載につきましては、本町、小規模団体ゆえの地域住民と職員との顔の見える関係というものも継続していくべきなのか、そういうあたりの内容も総務課の中でも議論を重ねた結果、全国的な流れですとか近隣団体の掲載状況等を参考とする中で、今年度より管理職のみの紹介とさせていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 名札表示を名字のみにする、職員配置表を廃止する、窓口などの業務上でのカスタマーハラスメント未然防止、職員のプライバシー保護に役立てるということですが、本当にそういうふうに単純な形でなるのかどうなのか疑問に思っています。また、改めた理由やカスタマーハラスメント防止の啓蒙の機会を放棄した取組になってしまっているということ、このことについては理解できません。

これは、何を言いたいのかというふうにいえば、啓蒙活動の絶好の機会だったはずなんです。カスタマーハラスメントを防止するための、町民に向かっての絶好のチャンスだったのにもかかわらず、目的や廃止理由等について訴えかけていないということについていえば、非常に残念だと、理解できないというふうに考えています。

職員が安心・安全に守られて働くこと、これは住民にとってもよりよいサービスを受けられる条件になります。したがって、カスタマーハラスメント防止の仕組みづくりは大事であり、必要なものだというふうに考えています。一方で、悪質化している実態の中で、名前の公表を控えるだけで解決できないということについては明白です。今日のテレビのニュースでも昼休みにやっていたけれども、東京都や政府が法整備も必要だということで進めています。東京都は来年の4月に制定をするというようなことが言われていました。

本質的には住民のモラルの問題であり、相互の信頼関係づくりに取り組むこと、それが大事だというふうに思います。そして、条例制定という未然防止の揺るぎない決意を表明することだというふうに考えています。そういう決意があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、名札の表示を名字のみすることや職員配置表を廃止することで、窓口でのカスタマーハラスメントやプライバシー保護につながるのかとのことですけれども、議員のおっしゃるように、当然それだけで解決につながるとは考えておりません。

しかしながら、フルネームの表示を続けていれば確実に個人が特定をされ、仮に悪意のある相手方であった場合、職員を守ることはおろか、ネット上に流出した情報を削除することは不可能に近いほど難しい問題となってしまいます。これらの想定される事案を少しでも軽減するための手法として、名札については名字のみの表記とさせていただきます、広報紙での職員配置表については、管理職以外の一般の職員については掲載を控えさせていただきますという対応を取ることといたしました。

また、職員へのカスタマーハラスメント未然防止のために条例を制定すべきではとのことですけれども、現在、町では職員への実質的なカスタマーハラスメント被害の事例がなく、おおむね住民と職員とは良好な関係性を保っておりますので、町が第一に行うべきことは、これからも引き続き住民と町職員との顔の見える信頼関係づくりに力を注ぐことだと考えております。

なお、今後、職員への不当要求等が出てきた場合、カスタマーハラスメント等に係ります条例等の制定も検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 名前だけで解決につながらないということ、それから、現在、本町では実質的な被害事例がない、そういう中であっても、フルネームの表示を続ければ、ネットの例を挙げながら極めて深刻な事態になるんだということがおっしゃられています。

そういうことの中でもありながら、不当要求、カスタマーハラスメントが出たら条例制定を考える、これはちょっとおかしいんじゃないかというふうに思っています。したがって、未然防止のためにできることは準備するということであり、条例制定を行うということではありませんか。お伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） カスタマーハラスメント条例の関係なんですけれども、現在、情報収集を行っている

中では、全国的にもカスハラ対策の例規整備を行っている団体が出てきているようでありますので、本町におきましても、先ほどの答弁のとおり必要な対策を取ってまいりたいと考えておりますけれども、やはりまずは、住民からの様々な不当な要求等が出てきた際に職員を守るということでも、カスタマーハラスメント条例も必要のかなとも考えておりますので、情報等いろいろ調べる中で今後さらに検討させていただければと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） これで最後に、この質問ではしたいと思っておりますけれども、不当な要求が出てきたらということでは改めることについては改めていただきたいと思っております。そういう条例の制定の準備や、あるいは必要性について、出てきたらという、そういう必要性に問われるのではない、そういう視点で条例制定等について考えていただきたいということを申し上げて、次の質問に移っていききたいと思います。

要旨の3になります。

町ホームページへの附属審議会等の議事録の掲載をとということで、数回一般質問でやらせていただきました。一般質問のその後の取組の状況についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 附属機関の会議録の公開につきましては、行政の透明性を高めるとともに、住民参加の町づくりを推進する上でも効率的な取組であると考えております。

令和5年第2回定例会の一般質問におきまして、附属機関の会議録の公開等について要綱を策定してまいりたいとの答弁をいたしました。その後、統一的な基準の整理や情報の収集に着手をしていたところでございます。

現在の進捗状況でございますが、附属機関の会議について、会議の公開と会議録の公表の基準を定める形の要綱を検討しております。内容といたしましては、確定はしておりませんが、会議の名称や開催の日時及び場所、会議の議題、会議の公開または非公開の別、傍聴の定員等を事前公表させていただき、所定の様式により会議録を作成、会議終了後、町ホームページにより公表するという形で検討中でございます。

このような内容で要綱を制定し、10月頃を目途に運用開始できるようにしたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 大変申し訳ないんですが、ようやく来たのかという思いです。でも、正直言って明るい気持ちになりました。

新たに設ける要綱の下では、全ての会議録を掲載することを原則に置いてほしいと考えています。先進自治体などを参考にしながら、掲載できない場合はその理由を明記する、そういうことなどを通じながら、住民に分かりやすく、アクセスしやすいものになるように工夫をして、努めていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

件名について、防災・能登半島地震を教訓化する災害対策についてということですが。

要旨として1点目、平時における災害時の所管業務の検証をということで、先ほどの広報広聴と同じように一般質問でお話をさせていただきました。その後の取組の状況についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 能登半島地震のような大規模災害が発生した場合は、地域防災計画には、それぞれの各課が担当する具体的な事務分掌というものが示されておりますが、今回の地震のように道路が寸断され、建物が倒壊した場合については、その状況により対応が困難になることは容易に想像がつかます。

現在、町では、組織的な検証を行う際の具体的な項目の洗い出しについても実施できておりませんが、まずは検証項目として、能登半島地震と同程度の災害が発生した場合の避難対策や緊急輸送路の確保等、考えられる項目を洗い出し、次にその状況を町に置き換えることで、具体的な問題や対策等を検討してまいりたいと考えております。

また、大規模な災害が発生した場合には、自助・共助・公助を基本としながらも、住民の生命の安全を最優先ということであることから、特に自助・共助による初動体制が重要となってまいります。今年度の防災訓練の中でも、コメリの防災センターの方が被災現場での活躍や感じたことについて講話をいただけるという予定になっております。多くの住民の方にご参加いただく中で、大災害時の自助・共助の重要性を再認識いただく場としてご活用いただけたらと考えております。

なお、公助としましては、防災計画による各課等が所管する業務について、具体的な各課等の動き、職員の行動計画の策定も必要となってくると思っております。

広域支援につきましては、災害対策基本法により速やかに千葉県との協議を行う中で、広域避難所等の要請を求めていく判断も必要となりますので、様々に状況が変化をする中、適切な対応が図れるよう、今後も課題等を整理した上で、関係機関とも協議を行い、体制のほうを整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） そうしますと、検証作業についてはこれから具体的に取組まれるということだと受け止めました。

まず、この検証作業に当たって教訓化すべきことは、住民の生命の安全を最優先の場面、つまり災害発生時こそ自助と共助による初動対応が必要になるということです。これを教訓化する自治体の平時の手だて、検証の必要性をこれまでの一般質問で提起してきたつもりです。

検証の当初から、地域防災計画の見直しをというような形で大上段に構えるのではなくて、公助の手が届かない、マンパワー不足など、大規模災害で起こる場面を想定し、公助は何を平時に準備すべきなのか、それは能登半島地震からおのおのの役場の所管部署、職員がそのことを通じて何を感じたのか、そして自らの担当業務とその進め方を見直しが必要と考えたのか、そういうようなことを動機づけにして話し合うことが、平時における組織的な検証への出発点になると考えています。

また、地域防災計画にのっているから検証の対象ではないとするのではなくて、実際の災害を見て十分対応するためのマニュアルの整備や訓練を重ねることが必要だと考えています。

以上、検証に当たっての意見を述べさせていただきました。このことについて、回答の部分でも重複するところがありますが、執行部として共感あるいは受け止めていただくことができるかどうか、お伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 先ほども答弁させていただきましたとおり、具体的な各課の動きですとか職員の行動計画の策定が必要になってくると考えておりますので、今後、策定に向けて検討のほうはさせていただきます。以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） せっかくやると言っているのに、表面的に流されるなというような言い方をするのは非常に酷だと思えますけれども、執行部や、あるいは職員が自らの動機づけでできるような、そういう体制をぜひつくりながら進めていっていただきたいと思えます。

要旨の2番目に入らせていただきます。

防災を担う地域コミュニティづくりの取組についてお伺いをします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 地域防災についての取組ですけれども、まず第一に住民の生命と安全が最優先との考えから、自助・共助・公助を進めていくための具体的な対策としまして、自助・共助の部分では、総合防災マップにも掲載されております震災等に対する備えですとか、地域での防災対策について、区長会や防災訓練時など機会を捉えて繰り返し啓蒙活動や情報発信を行っており、公助については、地域防災計画を基本としながらも、次の段階として具体的な職員の初動マニュアルについても見直しを行ってまいります。

区長会においては、今年度第1回、第2回の区長会議時に、自主防災組織設立の促進ですとか、災害時に町が協力をお願いする事項として、被災状況に係ります情報収集について説明のほうをさせていただきました。また、広報ちょうなん9月号には災害への備えとして、長南町総合防災マップの確認等についてを掲載させていただいております。

自主防災組織は、地域コミュニティが一つにまとまり、同じ地域に暮らす住民がお互いに助け合う災害時の共助の要となりますので、今後も、町として新たな自主防災組織の設立に向けての意識向上や、災害時における協力、災害への備え等について、情報の共有化等の発信に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度の防災訓練の内容としましては、関係機関との連携強化や防災、災害対策等における住民意識の向上を目的として内容を予定しておりますので、多くの方々に参加いただき、災害に対する備えや自主防災組織設立に向けた意識向上につなげていけたらと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 地域防災に挑む町のスタンス、議論の取組、このことについて、今までのような取組や発想でいいのかということが問われているんだと思えます。

例えば、防災訓練、それから自主防災組織の組織化、そういうことを取っても、正直言って大きく前進をしているというような状況ではないわけです。したがって、今までの取組を見直していく、発想を変えていくということが必要じゃないかというふうに思っています。

私も質問の冒頭で発言させていただきましたように、平時、非常時を問わず、行政と住民の関係をしっかり位置づけて、住民と共に地域コミュニティーづくりを取り組む、そして積極的に地域に打って出る、一步踏み込む組織化のための取組が求められているんじゃないかというふうに考えています。

防災を担う地域コミュニティーづくり、自主防災組織の組織化に向けてどのように取り組まれるのか、伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 今回の防災訓練については、能登半島地震の被災現場で活動された方の講話をいただく中で、自助・公助の重要性をさらに認識していただくなど住民意識の向上を目的としております。

その中で、改めて自主防災組織の必要について地域の方々に認識をしていただく契機として捉えている部分もございます。町では、以前から区長会や防災訓練等で自主防災組織の設立について働きかけを行っておりますが、議員おっしゃるように、残念ながら組織数の増加にはなかなかつながっていない状況でございます。

現在、毎年のように異常気象が発生し、全国的に見ても大雨災害が増えている状況や、先月には南海トラフ地震臨時情報も発出されており、有事の際の住民相互間での自主防災組織の果たす役割は大きいものになってきておりますので、町としましても、さらに自主防災組織設立に向けての新たな方策を検討させていただき、1団体でも多くの自主防災組織の設立につながるよう努めてまいります。

防災を担いますコミュニティーづくりや、自主防災組織の組織化など地域防災の推進に当たりましては、これまでの取組に加え、企業やNPOなど多様な主体との連携、情報伝達の強化、住民同士の総合支援体制の構築など、様々な視点からの取組が必要であり、そのような取組も積極的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 今まで話をしている、大規模災害時における特に初動の、災害の場合、命を守るということであれば、自助・公助が非常に大きな力を持つんだということについては共通認識を持てたと思います。したがって、くどいようですけれども、今までの待ちの姿勢で住民対応していくということではなくて、外に打って出て直接対話をするようなことも含めて、新たな発想で取組をしていかないと進まないということについては、今までの状況からも明らかですので、ぜひ一步踏み込んだ取組のほうをお願いをしたいと思います。

次に入らせていただきます。要旨3の質問です。大規模災害と多様性に応える避難所の設置と運営についてお伺いしたいと思います。

これは、今、能登半島なんかもそうだし、いろんなところで避難所の問題については出ています。用途別避難所の設置、それは女性、妊産婦や乳幼児、子供、高齢者、障害者、要介護の方々、そういう安全に応え、感染症対策や複合災害を防ぐ安全衛生対策、それからペットの避難所の問題、そういうことに備える、多様性に応える準備が求められています。

それから、運営についていえば、公助の手が届かない、職員のマンパワー不足、そういう災害発生時から生じる事態について、一例とすれば避難所の開設の困難、そういうような原因、また困難なときの対応策、これは職員が現地に行けない、行くことができない、そういうようなことを想定して、現地に行けないというのは避難所ですね。いろんな機能的な複線の考え方、対策が管理運営に必要なだというふうに考えています。

そういうことで、避難所についての設置、運営についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） まず、用途別避難所についてですが、現在、町では女性や妊産婦、子供、高齢者や障害者等の方が避難する避難所という区分けではなく、災害により住宅が被災した住民等を一時的に滞在させる施設として指定避難所5か所、介護が必要な方や障害者など要配慮者のための避難所として福祉避難所を1か所指定しております。

福祉避難所以外は、用途別避難所として避難者を区別して避難を促すことは現実的には困難であるという考えもございまして、通常の指定避難所については、女性や妊産婦への配慮を心がけるために、利用エリア等を分けるなどの対策を行えるようになっております。また、感染症対策等につきましては、感染内容にもよりますが、避難所内での避難場所の区分け等の配慮を行うなど、状況に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、それらの配慮のためのパーティションやドームテント、段ボールベッドや消毒液、おむつ、生理用品等につきましては、各避難所に一定数配備のほうをしております。

避難所施設の充実につきましては、今年度、旧小学校の4か所に太陽光を利用しましたLEDの街路灯を設置いたします。

大規模災害時においては、各指定避難所の開設自体が困難であることも予想がされております。そういった事態への対応についても、近隣の避難住民だけで避難所の開設ができるよう、具体的な災害時における避難所運営の手引ですとか避難所の運営マニュアルの作成について、今後、検討のほうを行ってまいります。

また、大規模災害時、職員が現地に赴くことができ、指定避難所が開設できた場合でも、避難生活が長期化することも想定をされます。そういった際にも、地域防災計画に準じまして、避難所開設当初は町が運営に当たりますが、長期にわたり一定数の避難者がいる場合には、自主防災組織ですとか行政区等を基本とした組織によります自治運営を行っていただくこととなりますので、ご理解やご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 避難所をめぐるっては、例えば要支援者をはじめとした方々の避難方法とか、あるいは福祉避難所も、先ほども言ったように、マンパワーとかいろんな意味で開設が困難になるというようなことも考えられます。そういう場合、福祉避難所の民間事業者との協定締結というようなことも含めて考えていくことが必要じゃないかというふうに思っています。

いずれにしても、教訓化して検証を進めなければならない課題はたくさん存在しています。ここで個別の詳

細について議論して方向づけをするということではできません。したがって、先ほど来から申し上げている所管部署の検討課題として取組を進めていただきたいというふうに考えています。ここで答えは求めませんけれども、ぜひ、検証されるということですから、そういう方向で個別の小さなこともひっくるめて検証を進めてほしいということについて、申し上げておきたいと思います。

次に、要旨の4番目、井戸の防災時の活用についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 能登半島地震におきましても、広い範囲で停電や水道管の損傷による断水が続き、飲み水やトイレ、炊事、洗濯などに使う生活用水から、いざというときに使う消火栓が使えない地域が発生をしていました。

そのような中で、防災井戸の活用は、災害時における住民の生活維持に有効な手段の一つであると考えております。役場庁舎の敷地内に防災井戸を設置することができれば、防災拠点の機能充実という面でプラスになると考えられますので、今後、防災井戸の設置については検討のほうをさせていただきます。

また、地域の既設井戸の防災井戸指定によります活用については、古いんですけども、平成8年に災害時の飲用水の確保と防災マップへの井戸所在地掲載を目的として、町内の井戸水の水質検査を実施してございます。各行政区で1か所から2か所、町全体で45か所の井戸で水質検査を実施し、そのうち6か所が適合井戸で、残りの39か所は煮沸等の処理が必要だという結果でございました。これらは、いかんせん28年前の検査結果のため、現在これらの井戸の存否ですとか水質の基準値は不明となっております。

既設の井戸は個人の所有者が管理をしており、災害時に不特定の方々が使用した場合、病原菌による中毒の発生、地震による地盤沈下や液状化等による有害物質の混入、地盤の変動による水量の減少、多くの住民の使用によるくみ上げ過多による枯渇など、懸念が幾つか考えられます。しかしながら、災害時の水源確保は生命線となるということから、個人所有の井戸の活用については、飲用ではなく生活用水の活用に限るということとして、今後、地域に存在する既設井戸については、防災井戸として指定の基準や方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 庁内の敷地内の井戸の設置について、これまで複数の議員が提案をしてきたと思っています。災害は起こるかどうかわかりませんが、いつ生じるかということだと思います。したがって、ぜひ庁内敷地内の井戸については、スピード感を持って取組を進めていただきたいと思います。

その上で、既設の井戸の活用の問題です。

この井戸というのは、地震の影響を非常に受けにくくて、災害に強いというふうにされています。能登半島地震における断水の教訓というのは、井戸水が生活維持に有効な手段の一つ、そのことを超えて、生活維持に欠かせない生活用水としての役割をしてきた、あるいはそのことを通じて被災されているんだというふうに位置づけられています。水道の断水がどの程度起こるかということについては、これは不明ですけども、あくまでも大規模を想定して進めていくということが大事だと思います。

現在、広域水道の配水管の耐震化率は約17%強だということで、非常に低いんですね。だから、往々にしてこういうことは我が長南町の中でも考えられますので、生活維持に欠かせない生活用水として位置づけて、そのために、その活用に向けて制度づくりを進めている自治体も多いと聞いております。

本町は、地域に既設井戸が多く、新たな井戸の設置を必要としないなどで経費も軽く済むこと、そういうことから、ある意味、先ほど28年前というふうにおっしゃいましたけれども、28年前の先見の明を、スピード感を持って今日の災害対策として実現しようではありませんかということをお願いして、取組を進めていただきたいと思います。

その上で、地域の既設井戸の活用を検討するに当たってどのような調査が必要だというふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 地域井戸の関係ですけれども、町としましても水源の確保については課題であると認識をしており、今年度、湧き水の水質検査のほうを予定している等、水源確保におけます取組を進めているところであります。

ただ、この指定の基準の関係になりますけれども、その基準ですとか方法等にもよりますけれども、設置をされている場所ですとか状況、水量や濁り度、どれぐらい濁り度があるのかというものを確認をした上で、最終的には水質を調査をして、そのような指定をしていくというような形になるかと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 先ほどの庁内の敷地内での井戸の問題で、スピード感を持ってというふうをお願いをしました。これも併せてその有用性を確認をして、いろいろクリアしなければならないようなこともいろいろおっしゃられていましたけれども、そういうものについても、ぜひ住民との意思疎通を含めてクリアして、繰り返しになりますけれども、災害は待ってくれませんから、スピード感を持って進めていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

次に、件名の3点目に入ります。井戸水の使用と保全管理についてです。

今までの質問の中で、災害時においても井戸の有用性については明らかになってきたと思います。したがって、災害時、日常もとより、この井戸の活用のための維持管理が必要になってくると考えています。そのため、町として町内井戸の現状を先ほど調査をしてくださるということですから、現状を把握して、維持管理のための支援を進めることが必要であるというふうを考えています。

災害時にかかわらずということで、ここではとりわけ井戸水のみを生活用水として使用している世帯、水道がなくて井戸水を飲み水として使っている世帯、ここは広域水道の恩恵を受けていないわけです。したがって、助成を含めた施策を求めていきたいと思っております。

要旨の質問に入らせていただきます。

町内の井戸数と、先ほども言いました飲み水として井戸を使っている世帯数等についてお伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） 町内における井戸の数というご質問でございますが、先ほど総務課長からの答弁にもありましたように、古いデータで恐縮ですけれども、平成8年に防災マップを作成したときの調査の時点のデータベースを私どもも保有をしております。そのデータから、町内ではおよそ600本の井戸が存在しておりまして、そのうち、生活用水として使用しているという聞き取り結果に載ったものがおよそ450本、存在すると把握しております。

しかしながら、データが古いことから、その後の枯渇、使用廃止等々の状況、それから上水道との併用の状況、ご質問にありました飲み水としてのみ井戸水を専ら使っておられる、そういった世帯数については把握していない、こういう状況であります。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 関連じゃなくて、次に進んでも同じ性格の質問がありますので、そちらのほうで質問していきたいと思っています。

要旨の2番目として、生活用水として使っている——これは先ほど言いましたように、飲み水ということで理解をしていただきたいと思います——世帯への水質検査及び広域水道加入等のときに助成が可能かどうか、お伺いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） まず、井戸水を飲用に供することについて概況を申し上げたいと思います。

千葉県では、上水道供給区域、本町も供給区域に含まれますけれども、そうした区域内での井戸水の飲用としての利用を推奨しておらないという状況であります。飲用として利用する場合には、所有者の責任において、年1回以上の水質検査を推奨しているという状況でございます。このことから、県下で井戸水の水質検査に補助を行っている団体は、上水道の事業がない芝山町のみという現状がございます。もとより、井戸水の品質は外部の要因に左右されやすく、たとえ検査を行ったとしても、その時点での評価にすぎず、将来にわたって水質を保証するものではないと解するのが相当かと考えます。

一方で、飲用以外の用途に用いる場合は、飲用ほどの詳細な検査を要さないと考えられることから、現在、町で行っております井戸水の調査、これは町が発注するものが5か所、県が発注するものが1か所、合わせて6か所ございますけれども、こうした水質検査において対応させていただくと、こういう道筋もあろうかと考えております。

町で実施する検査ですが、これは環境基本法第16条に基づくものでございまして、検査対象の井戸に関しては、町側、私どもで選定を行っております。例えば、この場所の井戸を検査してほしいよというようなご要望がありましたら検査対象に加えていく、こういったことも可能かと考えておるところでございます。

なお、広域水道、上水道への加入については、給水申込負担金と言いますけれども、昔で言う加入金です。こうした費用が多額に及ぶこと、それから立地によって工事費に相当の幅が生じるということが考えられます。また、補助をする場合において、その財源として国や県、他団体からの措置が期待できないところ、町や長生

郡市広域市町村圏組合が上水道の事業を開始した時点でも補助金はなかったという事実からも、上水道加入に係る補助に関しては難しいものではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） この件については私の勉強不足もありまして、生活用水と飲用という言葉の使い方について誤解があったのか、あるいは、県の職員にも聞いたんですけども、明確に生活用水と飲用について線引きがあるわけじゃないよというふうには言われましたけれども、でも、この中で使われているのは、生活用水というのは全般的な生活雑排水みたいな形で捉えられて、飲用はこの中に含まれないというようなことが主な理解の仕方だというふうに改めて理解したところなんです。

したがって、そうすると先ほど来から私言っていますように、飲用のための井戸水、そういうところでの世帯への補助ということについて申し上げているところです。繰り返しになりますけれども、上水道供給区域での飲用は勧めていないということや、飲用には水道が適しているということについては承知しています。しかし、新たに水道を開設するには、先ほど来、回答がありましたように、加入金を含め多額な費用を要する、それから現在飲用に使用している世帯は、高齢者世帯など事情を持つ世帯が多いというふうに推測できます。

本町でも、広域水道へ一般財源から負担金を支出しています。この方たちは一切その恩恵を受けていない、そういう方たちです。そういうことを含めて、答弁への提案について、飲用に補助を適用できないかということについて、再度見解を求めたい。水質検査についてもかなりの幅があります。そういうことも含めて補助金の上限なりを決めるとかというようなこと、そういうことで検査の費用、そして繰り返しになりますけれども、上水道の新設時の補助制度、これはどんな形であれ考えていただけないかということについて、再度申し上げて答弁を求めたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） 井戸水の飲用としての検査、それから上水道への加入に関する支援というところでございますが、まず、平時におきましては、井戸も、水道、上水道であっても、そこから出てくる水は個人の財産であると、そしてその受益者は個人あるいはその世帯にほかならないというところでございます。

また、これまでの経過、経緯を振り返りますと、町営水道として初めに事業を開始した。その後、長生広域のほうで水道事業を承継した。そこから、町でも広域でも加入に関しては負担金を求めてきたという経過だったと思います。その一方で、行政としては、加入に関しては個人の財産になるというところから、補助の類いを施してはこなかったものと考えております。

ですので、現在、これから将来にわたって、言葉はちょっと悪いですけども、手のひらを返すようにして補助をしていくということになりますと、これまで補助なしに水道に加入してこられた多くの方から、公平性というところでそしりを免れないものではないかと考えているところでもあります。

よって、井戸水は検査をすべきである、あるいは飲用は上水道を勧奨すると、同じ口で言いながら心苦しいところではありますが、補助に関しては相当に難しいものだど認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 非常に難しいということについては分かりました。

1つお尋ねしたいんですけれども、私が先ほど言いました広域水道に町の負担金が入っているということ、それから、それはお金があつて水道を使っていないということではなくて、それなりの事情があつて水道に加入できないというようなこと、そうすると、ここに本来恩恵にあずかれることについて、その考え方については間違っているのかなというふうな気がしないんだけど、どうなのでしょう。教えていただけますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） 長生広域の水道事業に関する負担金の件でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、町から広域へ承継した際に発生したものと認識しております。ですので、これは町が広域に水道事業そのもの及びそれにまつわる事務をお任せするということに対して負担をしているものだと認識をしておるところでございます。

また、長生広域の水道の会計から見ますと、市町村からの負担金というのは、営業外収益といって損益勘定に入るものでございます。ということは、これは水道管の管路や設備などの固定資産になるものに影響を与えるものではなくて、町からの負担金は、水道をお使いの皆さんの水道料金の低減には寄与しているものと、そういう認識を持っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 分かりました。決して、私が今言っていることについて自分は諦めるつもりはありませんけれども、意味合いとしてはそういうふうには理解をしているということなんです。でも、実質は町からお金が入って、それで水道を運営しているという事実については変わらないわけですね。その恩恵を受けていないということについても変わらないということですよ。

もう一つは、先ほど来から言っている、町が独自に環境保全の16条か何かで水質検査をしている、そういうところに載せることができるんじゃないかというようなこともおっしゃられましたので、そういうことも含めて、井戸の調査をするということですから、飲用に井戸水を使っているところについても併せて調査をしていただければというふうに思います。その件数の上でもう一度、しつこいようですけれども、質問なり何なり考え方を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後になります。防災用指定した井戸、これから検討するということになってはいますが、それへの例えば補助等について、考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 先ほど答弁のほうをさせていただきましたとおり、地域の防災井戸の指定につきましては、災害時の水源の確保の生命線となります。その点からも、今後、指定の基準や方法等について検討していく中で、助成に関する基準等も含めて検討のほうをさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 4番、河野議員。

○4番（河野康二郎） 以上で私の質問は終わるわけです。少なくとも、いろいろな意味で防災に関しては整理をしていく、あるいは付け加えていくというようなこと、それをどこかのまねをするということではなくて、この長南町に合うような形できちんと検証していくということが大事だというふうに考えています。

繰り返しになりますけれども、人口減少や少子高齢化が進む長南町にあって、持続可能な町づくりは、住民参加を促し、その環境を整える行政の取組と、町のありようを住民自らのものとして積極的に関心を持って関与し役割を担う、そういう住民参加の風土づくりが何よりも大事だというふうに考えています。その牽引役になる、中心になるのは町の職員だというふうに考えておりますので、ぜひ使命感を持って、そんなに大変だななんていうふうに思わずに、住民と共にこれからの町づくりを担えるような体制をぜひ皆様方につくっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松野唱平） これで、4番、河野議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月5日の本会議は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時35分)